

会議録第 26 号（17 の 26）

五戸町議会第 26 回定例会会議録

令和 4 年 9 月 8 日

招 集

五戸町議会事務局

五戸町議会第26回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1

□9月8日（木曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	5
諸般の報告の朗読省略	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第74号まで一括議題	5
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	5
休会期間の決定	13
散会	13

□9月12日（月曜日）第2号

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
事務局出席職員氏名	15
説明のため出席した者の職氏名	15

開議	1 7
諸般の報告の朗読省略	1 7
一般質問	
◎和田智也君（一問一答）(1)立地適正化計画策定に関わる進捗状況について（2）	
地域防災対策について	1 7
答弁（町長 若宮佳一君）	1 8
○和田智也君（再質問）(1)立地適正化計画策定に関わる進捗状況について	2 0
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	2 0
○和田智也君（再質問）(1)立地適正化計画策定に関わる進捗状況について	2 1
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	2 1
○和田智也君（再質問）(1)立地適正化計画策定に関わる進捗状況について	2 2
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	2 2
○和田智也君（再質問）(2)地域防災対策について	2 2
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	2 2
○和田智也君（再質問）(2)地域防災対策について	2 3
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	2 3
○和田智也君（再質問）(2)地域防災対策について	2 3
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	2 3
○和田智也君（再質問）(2)地域防災対策について	2 3
答弁（町長 若宮佳一君）	2 3
○和田智也君（再質問）(2)地域防災対策について	2 4
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策	
について（2）役場職員による農家支援策（公務員の	
副業）について	2 4
答弁（町長 若宮佳一君）	2 6
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に	
ついて	2 8
答弁（農林課長 町屋 剛君）	2 9
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に	
ついて	2 9

答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 0
休憩・開議	3 0
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 0
休憩・開議	3 0
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 1
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 1
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 1
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 2
休憩・開議	3 2
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 2
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 3
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策に ついて	3 3
答弁（農林課長 町屋 剛君）	3 3
○豊田孝夫君（再質問）(2)役場職員による農家支援策（公務員の副業）について 	3 4
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	3 4
○豊田孝夫君（再質問）(2)役場職員による農家支援策（公務員の副業）について	

.....	3 4
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	3 4
○豊田孝夫君（再質問）(2)役場職員による農家支援策（公務員の副業）について	3 5
答弁（町長 若宮佳一君）	3 7
○豊田孝夫君（再質問）(2)役場職員による農家支援策（公務員の副業）について	3 7
休憩・開議	3 7
◎柏田匡智君（一問一答）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	3 8
答弁（教育長 澤田 尚君）	3 8
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 0
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 1
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 1
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 2
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 2
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 3
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 3
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 4
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 4
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 4
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性について	4 5
答弁（教育長 澤田 尚君）	4 5
○柏田匡智君（再質問）(1)中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方 向性	

○川村浩昭君（再質問）(3)コロナウイルス感染症について	7 1
答弁（副町長 大久保 均君）	7 2
○川村浩昭君（再質問）(3)コロナウイルス感染症について	7 2
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	7 2
○川村浩昭君（再質問）(3)コロナウイルス感染症について	7 2
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	7 2
同じ（副町長 大久保 均君）	7 2
○川村浩昭君（再質問）(3)コロナウイルス感染症について	7 3
答弁（健康増進課長 赤坂真弓君）	7 3
○川村浩昭君（再質問）(3)コロナウイルス感染症について	7 3
一般質問終結	7 3
散会	7 3

□9月13日（火曜日）第3号

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局出席職員氏名	7 5
説明のため出席した者の職氏名	7 6
開議	7 7
報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第72号まで一括議題	7 7
質疑・答弁	7 7
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	8 0
採決（原案可決）	8 0
議案第73号及び議案第74号一括議題	8 0
質疑（なし）	8 1
決算特別委員会の設置について	8 1
委員会付託	8 1
決算特別委員会の口頭招集	8 1

散会	8 1
----	-----

□ 9月14日（水曜日）第4号

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 3
出席議員	8 3
欠席議員	8 4
事務局出席職員氏名	8 4
説明のため出席した者の職氏名	8 4
開議	8 5
諸般の報告の朗読省略	8 5
議案第73号及び議案第74号一括議題	8 5
委員長報告（決算特別委員長 大久保和夫君）	8 5
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	8 5
採決（認定）	8 5
議案第75号議題	8 6
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	8 6
質疑・答弁	8 6
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	8 6
採決（原案可決）	8 7
議案第76号議題	8 7
提案理由説明省略	8 7
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 7
採決（同意）	8 8
議案第77号及び議案第78号一括議題	8 8
提案理由説明省略	8 8
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 8
採決（議案第77号 同意）	8 9
採決（議案第78号 同意）	8 9

委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員会及び議会運営

委員会)	8 9
町長挨拶	9 0
閉会宣告	9 0
署名	9 1

巻末掲載

第25回臨時会閉会（7月8日）以後の諸般の報告（50）	9 3
令和4年9月8日以後の諸般の報告（51）	9 9
議案付託表	1 0 0
令和4年9月12日以後の諸般の報告（52）	1 0 1
委員会審査報告書	1 0 3
閉会中継続調査申出書（総務常任委員長）	1 0 4
閉会中継続調査申出書（経済常任委員長）	1 0 5
閉会中継続調査申出書（民生常任委員長）	1 0 6
閉会中継続調査申出書（広報常任委員長）	1 0 7
閉会中継続調査申出書（議会運営委員長）	1 0 8

五戸町議会第26回定例会会議録

令和4年9月 8日 開会

令和4年9月14日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第3号 令和3年度青森県新産業都市建設事業団の決算について

報告第4号 令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

報告第5号 令和3年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について

議案第64号 土地改良事業の施行について

議案第65号 五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第66号 五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第67号 令和4年度五戸町一般会計補正予算（第4号）

議案第68号 令和4年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和4年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 令和4年度五戸町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和4年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 令和4年度五戸町病院事業会計補正予算（第3号）

議案第73号 令和3年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 令和3年度五戸町病院事業会計決算認定について

(以上14件9月8日提出)

議案第75号 工事請負契約の締結について

(町道西ノ沢剣吉線神明橋橋梁補修補強工事)

議案第76号 教育委員会委員の任命について

議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について

(以上4件9月14日提出)

五戸町議会第26回定例会会議録

第1号

五戸町告示第112号

五戸町議会第26回定例会を令和4年9月8日五戸町役場議場に招集する。

令和4年8月24日

五戸町長 若宮 佳一

議 事 日 程 第 1 号

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第74号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第74号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 応招議員 15名

○ 出席議員 14名

議 長 三 浦 専治郎 君

副 議 長 沢 田 良 一 君

3 番 和 田 智 也 君

4 番 柏 田 匡 智 君

5 番 川 崎 七 洋 君

6 番 鈴 木 隆 也 君

7 番 大久保 和 夫 君

8 番 豊 田 孝 夫 君

10 番 大 沢 義 之 君

11 番 尾 形 裕 之 君

12 番 松 山 泰 治 君

13 番 川 村 浩 昭 君

15 番 中川原 賢 治 君

16 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 1名

1 4 番 古 田 陸 夫 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舩 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 事務取扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森 崇 君
総合政策課長 政策調整室長	小 村 隆 幸 君	財 政 課 長	川 村 豊 君
参事・税務課長 事務取扱	竹 洞 晴 生 君	福 祉 課 長	志 村 要 君
介護支援課長	上 山 貴 久 君	健康増進課長	赤 坂 真 弓 君
住 民 課 長	赤 坂 和 浩 君	農 林 課 長	町 屋 剛 君
建設整備課長	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 事務取扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	今 川 淳 子 君	総 合 病 院 長	安 藤 敏 典 君
参事・総合病院 事務局長事務取扱	松 坂 力 君		
教 育 委 員 会 教 育 長	澤 田 尚 君	教 育 課 長	高 嶋 伸 治 君
農 業 委 員 会 会 長	岩 井 壽美雄 君	事 務 局 次 長	大 沢 直 明 君
選挙管理委員会 委 員 長	齋 藤 正 榮 君		
代表監査委員	前 田 一 馬 君		

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第26回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（50） 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において三浦俊哉議員、和田智也議員及び柏田匡智議員を指名いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月14日までの7日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの7日間と決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第74号まで」の14件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、五戸町議会第26回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

五戸町が大好きな若宮佳一です。55歳8か月になりました。

先日、3年ぶりの開催となりました五戸まつりですが、日程短縮などの工夫により無事に

行われました。山車制作自治会の皆様を始めとする、すべてのまつり関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

来年度以降も五戸地方最大のイベントである五戸まつりの発展に期待したいと思いますし、地域の伝統文化の継承は、まさに次代を担う若者や子ども達の躍動にかかっています。若者や子ども達が安心して参加できるよう、町としましても支えてまいりたいと思います。

そして、8月は長雨の月でした。大雨により青森県内の市町村は、インフラや農地などに大きな被害を受けております。被災されました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

また、今回の長雨では、当町におきましても被害が発生していることから今後、復旧に向け県、国といった関係機関と緊密に連携を図りながら、対応してまいりたいと思います。

それでは、今定例会について御説明いたします。令和3年度の一般会計を始め、各会計の決算認定について御審議をいただくことが主なるものでありますが、そのほか報告及び補正予算など各般にわたる議案等、合わせて14件を提案しております。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

始めに、農作物の作柄状況についてであります。今年は、春先から天候に恵まれ、農作物の生育も順調に推移しておりましたが、6月上旬の低温や8月の降雨の影響により、ながいも、ごぼうの穴落ち、転作大豆等においても浸水被害が発生し、品質低下及び収量の大幅な減少が危惧されます。

主要農作物の状況であります。水稲につきましては、出穂状況は8月2日から8日で、平年並みとなっており、この状況が進みますと、刈取り時期の始まりは9月18日ごろからの見込みとなっております。

なお、農林水産省発表の作柄概況によりますと、8月15日現在、県全体で「やや不良」となっております。

にんにくにつきましては、生育は概ね平年並みでありましたが、割れ玉が見られ、品質を落とす生産者も見られましたが、比較的に大玉傾向でありました。

ながいもにつきましては、6月上旬の低温により、いも長、いも重、いも径が共に平年を下回っております。また、8月3日からの大雨による穴落ち、更に病害虫防除のため散布した薬剤や追肥などが雨で流されたほ場も見受けられ、収穫時の収量の減及び品質低下が心配されます。今後は、台風などによる強風や大雨に備えて、ネットや支柱の補強、排水対策などをしていただきたいと思います。

最後に、りんごにつきましては、各品種とも肥大は平年並みから平年を上回っております。今年が開花が平年より早かったことなどから、果実の肥大は良好に推移しております。今後は、強風などに備え、支柱入れや枝吊りなどを行い、品質管理に努めていただきたいと思います。

次に8月3日からの大雨による被害状況についてであります。

北日本に停滞した前線の影響により記録的な大雨が降り続き、津軽地方を中心に県内全域で農作物、建物、道路等に甚大な被害が発生しております。

当町においても、道路への土砂流出や路肩、法面の崩れ、水路への土砂の堆積、浸水による農作物への被害など多数発生しております。

これらを受け、8月25日に町村会と市長会が、合同で県に対する緊急要望を行うに当たって、町は、町村会に対し、被災した作物及びほ場復旧への支援、ほ場の小規模改良への補助、災害復旧事業に係る財政支援と適用要件の緩和、土砂災害警戒区域における対策の推進について要望しております。

また、今後の台風等により、被害の増大や新たな被害の発生も懸念されるため、被災箇所への早期復旧に努めるとともに、町民に対し必要な防災情報の提供について充実、強化を図ってまいります。

次に病院事業についてであります。自治体病院の経営においては、依然として厳しい状況が続いております。特に中小の病院においては、医師不足、看護師を含めたコメディカル不足、人口減少による患者数の減少、さらに、いまだに収束の見通しが見えない、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等が、病院経営を悪化させる要因となっています。

しかしながら、総合病院は、どのような情勢下におかれても、その果たすべき役割を明確にし、地域住民のニーズに対応した安全で安心な医療を提供する責務があります。

今後におきましても、自治体病院としての使命感を持ち、健全経営の確保を図るとともに、地域の実情や要望に対応しながら、信頼される病院を目指してまいります。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

報告第3号は、令和3年度青森県新産業都市建設事業団の決算について、報告するものであります。

報告第4号は、令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

報告第5号は、令和3年度公営企業決算に基づく経営の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

議案第64号、土地改良事業の施行については、五戸町が事業主体となり、令和4年8月3日の大雨により被災した農業用施設の災害復旧事業を行うため提案するものであります。

議案第65号、五戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、人事院規則の改正に伴い、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、育児休業の取得回数制限等の緩和について、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第66号、五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案は、町営住宅正場沢団地の戸数を変更するため、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第67号は、令和4年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ6億4,728万5千円を追加し、その結果、予算総額を96億9,379万1千円とするものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、非課税世帯経済支援商品券発行事業費補助金697万5千円、町有林維持修繕工事費330万円等を追加するものであります。

3款民生費では、非課税世帯等臨時特別給付金1,040万円、身体障がい者補装具費373万円、倉石温泉改修工事設計業務委託料220万円、青森県子育て世帯臨時特別給付金4,400万円等を追加するものであります。

4款衛生費では、病院事業会計負担金2億8,567万9千円、新型コロナコールセンター業務委託料1,077万2千円、ワクチン接種会場従事業務委託料656万3千円、ワクチン接種会場借上料1,661万4千円等を追加するものであります。

6款農林水産業費では、農業関連施設等改修工事費76万2千円、農業用施設維持管理事業補助金59万2千円等を追加するものであります。

7款商工費では、プレミアム商品券発行事業補助金4,537万1千円、飲食店専用応援チケット発行事業費補助金985万8千円等を追加するものであります。

8款土木費では、道路環境整備業務委託料2,792万円、町道維持修繕工事費3,250万円、町道舗装修繕工事費1,900万円等を追加、下水道事業特別会計繰出金287万3千円を減額、ひばり野公園ローラー滑り台修繕工事費2,528万9千円を追加するものであります。

9款消防費では、療養施設用寝具235万円等を追加するものであります。

10款教育費では、管内小学校施設改修工事費128万5千円、管内中学校施設改修工事費102

万2千円、光熱水費979万5千円等を追加するものであります。

11款災害復旧費では、災害復旧工事費430万円、道路災害復旧業務委託料3,076万6千円等を追加するものであります。

これらの財源は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金等を充当するものであります。

議案第68号は、令和4年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ161万4千円を追加し、その結果、予算総額を20億7,926万5千円とするもので、繰入金等を充当するものであります。

議案第69号は、令和4年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ21万1千円を追加し、その結果、予算総額を24億2,127万1千円とするもので、繰入金等を充当するものであります。

議案第70号は、令和4年度五戸町下水道事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ113万円を追加し、その結果、予算総額を3億4,868万8千円とするもので、分担金及び負担金を充当するものであります。

議案第71号は、令和4年度五戸町農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ3万6千円を追加し、その結果、予算総額を1億4,649万円とするもので、繰入金を充当するものであります。

議案第72号は、令和4年度五戸町病院事業会計補正予算であります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入は病院医業収益2億234万円を減額及び、病院医業外収益2億585万1千円を追加し、総額を351万1千円増の26億601万9千円といたしました。

支出は、病院医業費用445万円、病院医業外費用446万4千円、健診センター医業費用381万1千円、健診センター医業外費用133万5千円及び特別損失51万5千円を追加し、総額を1,457万5千円増の28億391万2千円といたしました。

この結果、収支差引き1億9,789万3千円の収入不足となるものであります。

なお、今回の補正予算で追加する収入のうち2億1,345万3千円は、一般会計からの繰入金であります。

医業収益の減額については、産婦人科医師及び脳神経外科医師の病気による休診により、入院及び外来患者数が減少したためであります。

病院医業費用の追加の主なものとしては、令和3年度に購入いたしました医療機器等に係

る減価償却費416万4千円などであります。

病院医業外費用の追加としては、長期前払消費税額償却等であります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債4,700万円を減額、出資金6,217万2千円及び補助金1,126万8千円を追加し、総額を4億38万2千円といたしました。

支出では、建設改良費4,601万4千円を減額し、総額を6億1,247万円といたしました。

この結果、収支差引きで不足する額2億1,208万8千円は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、今回の補正予算で追加する収入6,217万2千円は、一般会計からの繰入金であります。

建設改良費の減額の主なものは、検査システム購入費及び昇降機改修工事費であります。

議案第73号は、令和3年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度における当町の一般会計の決算状況は、歳入合計で前年度比9.5%の減、歳出合計で前年度比10.0%の減となりました。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆増等により、前年度と比較して1,168万円の増額となりました。

地方交付税は、前年度と比較して3億6,726万3千円の増額となりました。

国庫支出金は、特別定額給付金事業の皆減等により、前年度と比較して12億3,734万9千円の減額となりました。

県支出金は、新型コロナウイルス地域経済対策補助金の皆減等により、前年度と比較して2,078万9千円の減額となりました。

町債は、過疎対策事業債及び合併特例債等の減により、前年度と比較して1億3,980万円の減額となりました。

実質公債費比率は、着実に改善してきておりますが、今後も財政運営の健全性を図るためには、新たな起債を抑えつつ事業を進めていく必要があります。

また、歳入、歳出の大幅な減額については、主に特別定額給付金事業及び新型コロナウイルス地域経済対策補助金の終了により、国庫支出金及び県支出金が減額となったことが要因として挙げられますが、未だ新型コロナウイルスの感染拡大が収束に至っていない現状においては、コロナ禍による様々な影響に対応し得る財政運営を今後も維持できるよう予算執行にあたっては、引き続き自主財源の確保を図りつつ、事務事業の内容を吟味し、経費支出の

効率化に努めてまいります。

令和3年度に計画した諸事業につきまして、予定どおり施行することができましたことは、ひとえに議員諸賢をはじめ、町民各位の格別な御理解と御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

各会計の歳入歳出の内容につきましては、配付しております決算書のとおりであり、一般会計及び特別会計を含めた10会計の決算総額は、歳入が161億1,382万6,774円、歳出が156億6,666万7,682円となり、差し引き残額は4億4,715万9,092円となりました。

続いて、会計別の決算の概要を御説明いたします。

まず、一般会計についてであります。歳入決算額は103億3,540万9,142円、歳出決算額は100億7,133万41円となり、歳入歳出差し引き2億6,407万9,101円の剰余金が生じました。

このうち、財政調整基金へ1億円、公共施設等整備基金へ8,000万円を積立てし、残り8,407万9,101円は繰越金として翌年度へ繰り越すものであります。

歳入であります。自主財源は21億3,921万1千円で構成比20.7%、前年度比では4.6%の減であり、固定資産税や町たばこ税などの町税は14億2,593万8千円で、構成比13.8%、前年度比では0.5%の減であります。

一方、依存財源は81億9,619万8千円で、構成比79.3%、前年度比では10.7%の減であり、うち地方交付税は46億7,400万円で構成比45.2%、前年度比では8.5%の増であります。

歳出であります。義務的経費は39億4,946万4千円で歳出全体の39.2%を占め、前年度比では7.5%の増であります。

また、投資的経費であります公共事業は、橋梁補修事業、五戸ドーム改修事業、公民館トイレ様式化改修事業、その他普通建設事業や災害復旧事業等合わせて6億3,507万8千円で、歳出全体の6.3%を占め、前年度比13.6%の増であります。なお、各款にわたっての成果につきましては主要施策の成果説明書を御覧いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額は4億8,603万5,077円で前年度比1.6%の増であります。

歳出決算額は4億7,971万3,860円で前年度比0.9%の増であり、歳入歳出差し引き632万1,217円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入決算額は21億3,511万5,225円で前年度比1.3%の減であります。

歳出決算額は21億738万5,438円で前年度比2.1%の減であり、歳入歳出差し引き2,772万

9,787円のうち1,400万円は国民健康保険特別会計財政調整基金へ編入し、残りの1,372万9,787円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、介護保険特別会計であります。歳入決算額は24億7,231万5,366円で前年度比1.0%の増であります。

歳出決算額は23億3,532万7,736円で前年度比0.8%の増であり、歳入歳出差し引き1億3,698万7,630円のうち9,838万5千円は介護保険給付費準備基金へ編入し、残りの3,860万2,630円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。歳入決算額は3億7,410万7,474円で前年度比23.0%の増であります。

歳出決算額は3億7,164万2,680円で前年度比23.2%の増であり、歳入歳出差し引き246万4,794円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、農業集落排水処理施設事業特別会計であります。歳入決算額は1億4,331万8,987円で前年度比21.2%の増であります。

歳出決算額は1億4,250万6,520円で前年度比22.1%の増であり、歳入歳出差し引き81万2,467円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、浄化槽事業特別会計であります。歳入決算額は2,345万8,335円であります。

歳出決算額は1,844万6,718円であり、歳入歳出差し引き501万1,617円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。歳入決算額は8,672万3,610円で前年度比2.2%の減であります。

歳出決算額は8,494万8,421円で前年度比3.0%の減であり、歳入歳出差し引き177万5,189円は翌年度へ繰り越すものであります。

次に、住宅用地造成事業等特別会計であります。歳入決算額は2,970万7,310円で前年度比565.0%の増であります。

歳出決算額は2,867万8,216円で前年度比559.9%の増であり、歳入歳出差し引き102万9,094円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。歳入決算額は2,763万6,248円で前年度比11.3%の減であります。

歳出決算額は、2,668万8,052円で前年度比12.9%の減であり、歳入歳出差し引き94万8,196円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第74号は、令和3年度五戸町病院事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出では、収入決算額25億7,650万4,804円に対し、支出決算額は25億6,145万779円で収支差引き1,505万4,025円のプラスとなり、消費税関係処理した損益計算書では、985万4,861円の純利益となりました。その結果、年度末の累積欠損金が44億4,734万281円となりました。

資本的収入及び支出では、収入決算額4億4,737万円に対し、支出決算額6億4,541万341円で収支差引き1億9,804万341円のマイナスとなり、損益勘定留保資金で補てんいたしました。

なお、令和3年度末においては、一般会計からの基準外繰入金1億400万円により現金不足は発生しませんでした。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 明9日は、議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、明9日は休会とすることに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る9月12日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時34分 散会

議 事 日 程 第 2 号

令和4年9月12日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（和田智也君、豊田孝夫君、柏田匡智君、鈴木隆也君及び川村浩昭君の各議員）

○ 出席議員 14名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
10 番	大 沢 義 之 君	11 番	尾 形 裕 之 君
12 番	松 山 泰 治 君	13 番	川 村 浩 昭 君
15 番	中川原 賢 治 君	16 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 1名

14 番 古 田 陸 夫 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舩 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 事務取扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 事務取扱	手倉森 崇 君

総合政策課長 政策調整室長	小村隆幸君	財政課長	川村豊君
参事・税務課長 参事務取扱	竹洞晴生君	税務課長補佐	小野寺克仁君
福祉課長	志村要君	介護支援課長	上山貴久君
健康増進課長	赤坂真弓君	住民課長	赤坂和浩君
農林課長	町屋剛君	建設整備課長	小保内一典君
参事・都市計画課長 参事務取扱	高谷忠憲君	会計管理者	今川淳子君
参事・総合病院 参事務局長事務取扱	松坂力君		
教育委員会 教育長	澤田尚君	教育課長	高嶋伸治君
農業委員会 会長	岩井壽美雄君	事務局次長	大沢直明君
代表監査委員	前田一馬君		

午前10時 開議

○議長（三浦專治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（51） 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） 日程第1「一般質問」についてを行います。

最初に、和田智也議員の発言を許します。

質問は一問一答です。

和田智也議員。

〔3番 和田智也君 登壇〕

○3番（和田智也君） 皆様、おはようございます。

議席番号3番、和田智也です。

今定例会において、先に通告したとおり一般質問いたします。

私からの質問は2項です。

1項目は、立地適正化計画策定に関わる進捗状況についてです。

立地適正化計画策定に際し、幅広い意見を反映する目的として、五戸町立地適正化計画策定協議会を発足しましたが、これまでの実施してきた協議内容の以下の2点について伺いたいと思います。

（1）これまでの協議内容について。

（2）今後のスケジュールについてです。

2点目は、地域防災対策についてです。

近年、日本各地で集中豪雨が頻発に発生し、甚大な被害が出ております。青森県の各地でも大雨の被害が出ているが、当町で発生した場合の対応について、改めて以下の3点について伺いたいと思います。

（1）町長の災害対応について。

（2）災害対策本部について。

（3）職員の配備態勢についてであります。

以上、2項の御答弁、よろしく願いいたします。

〔3番 和田智也君 降壇〕

○議長（三浦專治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

和田智也議員の御質問にお答えいたします。

1項目の立地適正化計画策定に関わる進捗状況について、お答えいたします。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行、道路や上下水道などインフラの老朽化など、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、五戸町も例外ではありません。このような下で、医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわたり持続可能なまちづくりをすることが大きな課題となっております。

そのため、医療、福祉、福祉施設、商業施設、公共施設や住宅等がまとまって立地し、住民が公共交通等によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、立地施設や交通などを含めて、都市全体の構造を見直して、コンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります。

以上のことから、当町においても都市環境の変化に対応し、持続可能で利便性の高いコンパクトなまちづくりの実現に向け、その指針となる五戸町立地適正化計画を現在策定中であります。

そこで1点目の、これまでの協議内容についてですが、昨年7月21日開催された第1回五戸町立地適正化計画策定協議会において、17名の委員に対し委嘱状を交付させていただき、八戸工業大学の武山教授を委員長として、これまで計8回の策定協議会を開催いただいております。

コロナ禍の中、皆様お仕事を抱えての中での御協力に対し、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、これまでの協議の内容ですが、昨年度は主に当町の現状分析、将来の見通し、まちづくりの方針の検討、目指すべき都市の骨格構造の検討及び課題解決のための施策誘導方針について検討を行っております。

今年度は、本計画の要点であります、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定並びに新たに追加となった防災指針について検討を重ね、県担当課の指導も仰ぎながら、計画の素案をおおむね完成させたところです。

次に、2点目の今後のスケジュールについてですが、今月中旬には国土交通省東北地方整備局のヒアリングを受ける予定となっております。

その後、修正を加えた後、10月中旬に第9回策定協議会を開催し、素案を完成させます。

11月には町民を対象としてパブリックコメントを実施し、その意見を反映させます。

その後、第10回策定協議会において原案を完成させ、12月中旬には町議会へ報告できるものと考えております。

来年1月には五戸町都市計画審議会を開催し、五戸町立地適正化計画について御審議いただいた上で、最終的には来年3月末の完成及び公表を目指して取り組んでまいります。

なお、五戸町都市計画審議会の委員については、現在、人選中であります。

本計画策定後は、都市機能誘導区域内における誘導施設等について、策定協議会での検討結果を踏まえた上で、具体的な調査検討に入りたいと考えております。

次に、2項目の地域防災対策についてお答えいたします。

1点目の町長の災害対応についてですが、町長は町の地域内に風水害等の災害による被害が発生するおそれがあるときは、関係課に情報収集を指示するとともに、避難指示等や避難所開設の判断を行うこととなります。

また、災害対策本部を設置すると判断したときは、災害対策本部の本部長として、災害対策本部の事務を統括することになります。

私が町長に就任してからは、風水害対応の災害対策本部を一度も設置しておりませんが、ここ数か月の対応状況としましては、青森県や青森地方気象台などからの情報を基に、避難所開設の準備の指示や、8月3日、9日、15日の計3回、町内4か所に自主避難所を開設するよう総務課を中心とした担当課に指示しております。

次に、2点目の災害対策本部についてですが、五戸町地域防災計画風水害等災害対策編では、災害対策本部の設置は風水害等の災害が町内に広域にわたり発生し、または発生するおそれがあるとき、②に、町内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、③に、大雨暴風等の特別警報が発表されたときのいずれかに該当し、かつ町長が全庁的対応が必要と認めるときに設置することになります。

本部の組織編成は、本部長に町長、副本部長に副町長と教育長、本部員に役場課長級、五戸町消防団長、五戸消防署長、八戸圏域水道企業団副企業長で構成し、主な業務としては、災害予防対策及び災害応急対策を実施するものです。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものです。

次に、3点目の職員の配備態勢についてですが、職員の配備態勢は、各種注意報が発表され危険な状態が予想される時は、1号配備として総務課職員及び関係課職員若干名が登庁し予想される事態に対処するための態勢を取ります。

次に、各種警報が発表され、危険な状態が予想される時、または各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生されるおそれがあるときは、2号配備として総務課及び関係課の災害応急対策要員が登庁し、災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処する態勢を取ります。

次に、特別警報が発表されたとき、または各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるときなどは、3号配備として各課の災害応急対策要員が登庁し、全庁を挙げて対処する態勢を取ります。

五戸町においては、幸いにも人命に関わる災害は平成14年以来発生しておりませんが、ここ近年の気象状況は、正確な予測が難しいと言われる線状降水帯による大雨と長雨で、全国各地で被害が発生し、先日、県内においても甚大な被害が発生しております。

さらには、これから本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、早め早めの対策を講じて、町民の生命、財産を守ってまいります。

私から以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） 若宮町長、御答弁ありがとうございました。

順次、再質問していきたいと思えます。

まず1項目の立地適正化計画のことに關してでございます。

当町も人口減少により様々な問題を抱える中で、こういった計画を策定しているということですが、立地適正化計画は生活のサービスの維持や公共交通の機能を持続させるための、将来に向けた計画の一つだと認識しております。

再質問でございますが、まず1点目の御答弁の中にありました、本計画の要点である都市機能誘導区域及び居住誘導区域設定とありますが、区域設定をさせる判断基準などがありましたら教えてください。

○議長（三浦専治郎君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、区域を設定する際の判断基準についてですけれども、順番が逆になりますが、先に

居住誘導区域から説明いたしますと、制度上では用途地域内に設定すること、または同様の土地利用が見込まれる地域であること、都市機能や居住地が集積している地域であること、周辺地域からの公共交通によるアクセスが容易である区域であること、土砂災害や浸水被害などの被害が発生するおそれがない区域であることなどが基本的な考え方となっております。

このことを踏まえまして、町では用途地域内におきまして、100メートルメッシュごとに各種条件による点数化を行いまして、平均点以上のエリアを基本としまして、今後、居住誘導が見込まれるところを含めて、居住誘導区域として設定する考えでございます。

次に、都市機能誘導区域についてですけれども、制度上は、居住誘導区域内に設定すること、都市の拠点となるべき区域であること、商業業務などが集積する区域で、都市機能が一定程度充足している区域であること、周辺からの公共交通、アクセスの利便性が高い区域であることが基本的な考え方となっております。

これにつきましても、このことを踏まえまして策定協議会で提案のありました、将来的な整備を予測しながら、都市機能誘導区域を決定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） 御答弁ありがとうございました。

次に、また設定に関する御質問なんですが、適正化計画設定条件の中に一定の人口密度の維持とありますが、実際、人口密度目標値のようなものを設定するものはあるのでしょうか、お答え願います。

○議長（三浦専治郎君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えします。

立地適正化計画では、2040年、令和22年での居住誘導区域内の人口密度の目標値を、現状以上、または維持と設定する予定でございます。

これはどういうことかと申しますと、平成27年に実施しました国勢調査によりますと、居住誘導区域内の人口は4,032人で、人口密度は1ヘクタール当たり23.8人となっております。国際社会保障・人口問題研究所によります地域別将来推計人口の予測では、令和22年で人口が2,502人、人口密度は1ヘクタール当たり14.8人となる予測となっております。

このことから、本計画では、今後誘導施策を展開しながら、人口及び人口密度の現状、または維持を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三浦專治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） ありがとうございます。

1点目の再質問から、かなり難しい条件等ありますが、今後、会議等の中でやっていただければと思います。

1項目の再質問最後なんですけど、当町、五戸町で、今、空き家が相当数存在するものと思われています。そのような空き家調査等を実施し、それを踏まえた上で、今後、整備計画の調査、検討を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦專治郎君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えします。

和田議員のおっしゃるとおりでして、居住誘導区域内に限らず、空き家は各地で見受けられます。そして、今後、増えることが予想されております。

現在、町ではまだ空き家の実態を詳細には把握しておりませんので、来年度、空き家の調査を実施して、空き家等対策計画を策定する予定でございます。

このことによりまして、空き家に対する各種補助事業を活用することが可能となります。今後、特に都市機能誘導区域の整備につきましては、空き家というのが大きなポイントとなることが予想されますので、事業実施に当たり国・県から御指導をいただきながら進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（三浦專治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） ありがとうございました。

この立地適正化計画、難しいもの、なかなか本当に判断が重要なことになると思います。将来に向けた計画だと思っておりますので、ぜひとも進めてもらえればと思います。

1項目の質問は終了といたします。

次に、2項目の防災対策について、御質問したいと思います。

当町で現在、防災訓練の予定があるとか、またこれまでの実績等あれば教えてください。

○議長（三浦專治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

10月23日、五戸中学校グラウンドで防災訓練を開催する予定となっております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） ありがとうございます。

10月23日やるということでしたが、どのぐらいの規模を予定してやるのでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 防災訓練の規模は、昨年度はコロナの関係もありまして少し規模を小さくした訓練を行いました。今年度も同様に少し規模を小さくした昨年度同様の訓練を予定しております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） ありがとうございます。

次なんですけれども、私、議員になる前に、五戸町の町図書館の駐車場のほう、八戸圏域水道企業団のほうで管理しておられます緊急貯水槽のほうの防災訓練のほうに参加しました。現在、そちらのほうとかも防災訓練とかやっておられるのでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

水道企業団の防災訓練ということですか。そうではなくて、町の防災訓練のほうには水道企業団や自衛隊、あとは消防署、各種団体のほうにも参加していただいておりますので、そういうふうな形での訓練は実施してございます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） ありがとうございます。

引き続き、そういう各種関連団体との連携を行って訓練していただければと思います。

最後の再質問になります。

若宮町長の答弁のほうでありました、最後、生命、財産を守るとありましたが、やはり我々、個人、町民一人一人が防災に対しての意識向上なくしてそういうことはできないと思いますが、若宮町長、どうお考えでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、和田議員の再質問でございますが、まず私たち行政マンと申しますか、使命と申しますか、やはり地域住民の皆さんの生命と財産を守るというのが第一条件だと思っておりますので、様々な防災訓練を通じて、防災意識が高まっていければいいのか

など思っていました。

防災訓練だけやっても、本番の災害も近年どこの全国の市町村でも発生しておりますので、たまたま五戸町は大きく見舞われていないというだけの話でございますので、今、和田議員質問されたとおり各地区、各地区での地域の方々と連携した、消防団はじめ消防署員、すごい災害が起きてしまうと自衛隊までお願いしなきゃならないんですが、そういう本当に小さなコミュニティーで、ここにどういう方々が生活されているとか、独り暮らしのお年寄りがここに何軒あるとか、そういったきめ細かい情報を持っている地域の方々と連携を深くして、防災訓練を常日頃からしておくことが本当に大事なことに繋がっていくと思いますので、議員皆様方も、何か防災訓練の際、御案内ありましたらぜひ参加していただいて、地域住民に防災意識を高めさせていただければありがたいなと思っていました。

本当に、一丁目一番地は地域住民の、何回も言いますが、生命、財産を守ることが私たち役場の務めだと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（三浦専治郎君） 和田智也議員。

○3番（和田智也君） 若宮町長、ありがとうございます。

今後、私も一町民として様々な情報収集、またきめ細かいところに注視しながら生活して、そういった防災意識を高めていきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了といたします。

若宮町長をはじめ担当課長の皆様ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） 次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔8番 豊田孝夫君 登壇〕

○8番（豊田孝夫君） 議席番号8番、豊田孝夫でございます。

議長の許可を得まして、先に通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、大変気になっておりました今年の米価でございますが、つい先日、決定いたしました。農協、私の概算金であります、この地区の主力品種「まっしぐら」が9,300円となりました。ちなみに他の品種「つがるロマン」が9,500円、新品種であります「はれわたり」これまだ市場に出回っていないかなと思っておりますけれども、そちらが9,500円

でございます。

昨年の8,000円に比べまして1,300円増えたというふうなことになりました。少しばかりは喜んでおりますけれども、しかし、稲作農家にしてみればとても満足のものではありません。生産資材である肥料、農薬、燃料の生産コストの高まりにほぼ吸収され、生活費が捻出できない状況にまでなっております。ロシアのウクライナ侵攻による影響も無視できないものであります。一刻も早く停戦を強く望むものであります。

さて、前置きは以上にいたしまして、質問に入ります。

質問は、2件あります。

1件目は、農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策についてであります。

実りの秋を迎え農家の方々が一番の喜びとする季節となったところですが、その喜びに影を落とす事態が発生していることも事実であります。丹精込めて生産した農産物が鳥獣被害により販売できなくなるおそれや、場合によっては翌年の栽培に影響を及ぼすおそれもあります。

については、行政における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策について伺います。

1点目、現在、鳥獣被害の届けが出されている件数の把握及び被害を与えた鳥獣の種類別の把握をしているかどうか。

2番目として、先ほど前項で述べました被害内容、被害面積及び被害金額、これ推定になりますけれども、どの程度であるかどうか。

そして、今後想定される鳥獣被害はどのようなものか。

そして、4番目が鳥獣被害をなくする、減少の取組として、国・県・町の行政ができる支援策はいかがか。

続いて、2件目でございますが、役場職員による農家支援策（公務員の副業）についてであります。

農家の高齢化、担い手不足、人手不足が深刻化している現状を鑑み、人手不足の対策として公務員の副業を認めている自治体があります。

については、当町における当該取組の導入の可能性、また、行政における地域貢献、サービスの向上を目指す取組について伺います。

1番目、現在、公務員の副業基準に農業等と明記し導入している自治体の数とその自治体名についてはいかがですか。

2番目、職員の職務専念義務との兼ね合いについてはどのように考えますか。

3番目、実際に職員が農家で働いた場合、その報酬等についてはどのように想定するか。

4番目として、当町で職員の副業が可能かどうか。そのために関係規則等の整合性をどのようにするかであります。

以上、2件、8項目になりますが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

〔8番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田孝夫議員にお答えいたします。

1項目の、農家における鳥獣被害の実態調査・把握とその対策についてお答えいたします。

1点目の、現在、鳥獣被害の届けが出されている件数の把握及び被害を与えた鳥獣の種類別の把握をしているかについてであります。8月末現在の鳥獣被害届出件数は20件で、被害を与えた鳥獣の種類は、熊、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマの5種類でございます。

次に、2点目の被害内容、被害面積及び被害金額（推定）はどの程度かについてですが、被害内容は、ながいもの種いも掘り起こし、つるの切断、カボチャ、リンゴ、イチゴ、シャインマスカット、桜桃、蜂蜜箱の食害、空き家の壁の破損であります。

被害面積の内訳及び被害金額であります。種いもの掘り起こし、つるの切断が約8アール、カボチャ、リンゴなどの食害が約4.5アール、計12.5アールとなっております。

被害金額は推定で78万8,300円程度となっており、内訳は、ながいも41万5,800円、丸いも3万8,000円、カボチャ6万4,500円、蜂蜜25万円、リンゴ2万円となっております。

次に、3点目の今後想定される鳥獣被害はどのようなものかについてであります。ここ一、二年で、イノシシ、ニホンジカを目撃情報と食害が多くなってきております。

イノシシでは、体に付着した寄生虫を落とす行動として、水田での泥浴びによる水稻の倒伏被害、地中にある虫やイネ科牧草の根っこを食べる牧草地の掘り起こしの被害が考えられます。ニホンジカについては、今まで以上の食害が予想されます。

次に、4点目の鳥獣被害をなくする取組として、減少させる取組として、国・県・町の行政ができる支援策はいかがかについてであります。国の支援では、捕獲機の導入、侵入防止柵の整備、緩衝地帯の整備に対する補助事業がございます。

県の支援では、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、知事の認定を受

ける制度、認定鳥獣捕獲等事業者制度があります。

認定の効果として、国や県が実施するイノシシ及びニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業を受託できるようになること、また、一定の手続を行えば事業従事者の狩猟免許試験更新時の適性試験が免除されるなどの支援がございます。

町の支援については、銃猟免許、わな猟免許に必要な経費の助成及び鳥獣被害実施隊員の活動に対する日額報酬をお支払いしております。

次に、2項目の役場職員による農家支援策についてお答えいたします。

1点目の、現在、公務員の副業基準に農業等と明記し、導入している自治体の数とその自治体名はですが、公務員の副業については、どの自治体も地方公務員法第38条に基づき、規則や要綱を定めております。町が導入している例規検索システムで簡易検索した結果になりますが、農業を要綱、規則、規定等に明記している自治体は20団体ありました。なお、この検索システムは全国、全市町村の例規を網羅しているものでありませんので、これ以上の自治体があるものと思われま

す。明記している自治体の一部を紹介しますと、十和田市、東北町、六ヶ所村、北海道沼田町などです。

次に、2点目の職員の職務専念義務との兼ね合いについてはどのように考えるかですが、職員の勤務時間内での職務専念義務の免除については、地方公務員法第35条及び五戸町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により定めております。

条例において、職員が職務に専念する義務を免除できるものは、(1)研修を受ける場合、(2)厚生に関する行事の企画及びその実施に参加する場合、(3)町長が定める場合となっており、この町長が定める場合とは、五戸町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則により細かく定めております。

具体的には、国際機関、国、または地方公共団体の主催する文化的行事、または各種協議会などに参加する場合などですが、ここでも町長が特に認める場合とあり、具体例としましては、職員の健診や妊婦健診、コロナワクチン接種やマイナンバーカードの受け取りなどとしており、職員が勤務時間内において副業で農業へ従事する際の職務に専念する義務の免除は対象としておりません。

しかしながら、公務員の副業については、職務外における社会貢献活動などを目的に国や他自治体でも促進されていますので、五戸町においても、国や他自治体の動向に注目しながら対応していきたいと考えております。

次に、3点目の実際に職員が農家で働いた場合、その報酬等についてはどのように想定するかですが、地方公務員法第38条第1項では、職員は任命権者の許可を受けなければ、自ら営利企業を営み、または報酬を得ていかなる事業、もしくは事務にも従事してはならないと規定されております。

これは農業、農家に限らず全ての事業、事務に適用されますが、任命権者の許可を受ければ、報酬を得て従事することができます。任命権者の許可については、五戸町職員の営利企業等の従事制限に関する規則で、許可の基準について定めております。

許可できない基準としましては、職務の遂行に支障があると認められる場合などと規定しており、さらには同規則で許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可申請書を任命権者に提出しなければならないとあり、任命権者に申請し、許可を受ければ、報酬を得て業務に従事することができます。

次に、4点目の当町で職員の副業が可能かどうか、そのための関係規則等の整合性をどのようにするかですが、先ほどの3点目の答弁と重複するところがありますが、職員の副業については、地方公務員法第38条及び五戸町職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定めており、営利企業等従事許可により副業することができます。

ただし、許可に当たっては基準があり、（1）職務の遂行に支障があると認められる場合、（2）職員の占めている職と、当該営利企業との間に特別な利害関係があり、またはその発生のおそれがあると認められる場合、（3）営利企業に従事することが地方公務員としての品位、信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合、（4）その他、法の精神に反すると認められる場合には許可することができません。

したがって、この4つの項目のいずれにも該当しなければ副業は認められるものとなっております。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） どうも御答弁ありがとうございました。大変丁寧で大変助かります。

順次、項目に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、鳥獣被害関係の1点目でございますが、その件数と把握、それから種類別の把握しているかというふうなことになりますけれども、熊、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、様々出てきましたけれども、この中にカモシカの被害の届げがないような気がするんですけど

れども、この点についてはどのようになっていましたでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えいたします。

カモシカの被害については、農林課のほうには届いてございません。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

特別届出がないということですね、分かりました。

ただ、あるというふうなことは事実として捉えてもらえればよいなと思っております。リンゴ農家が主なんですけれども、植えたばかりの、いわゆる幼木、4年目、5年目あたりまでの、いわゆる食害、葉っぱの食害、それから枝の折損、こういったものが出ています。

私もリンゴをやっているんですけれども、やっぱり毎年のようにカモシカの被害があります。果実を食べるといえることはないんですけれども、葉っぱをしごいていくんです。ちょっと想像してもらえればよいんですけれども、短い普通の焼き鳥屋さんで食べる焼き鳥ありますよね、あれはまず口の中に入れて串を引っこ抜けば残るんですけれども、たまに30センチぐらいある長い焼き鳥もあるんですよね、そのときは横に加えて串を抜くというふうなことになるんですけれども、カモシカもそのようにして食べていっちゃうんです。つまり枝をしごいていくんです。そうすると葉っぱが一気になくなっちゃうんです。

葉っぱの大事な役割というのは、リンゴであれば、いわゆる糖度を上げるとか、いわゆる光合成に必要な葉っぱなんです。ですから、そういったもので被害があると、やはり品質の低下は避けられないというふうなことになります。ですから、ちょっと農家の方々から、こういった被害ありましたよというふうな届けがあったときには、カモシカはどうですかというふうなことを一言添えてもらえれば大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

こちらのほうは教育委員会のほうの管轄にもなるかと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、届出件数が20件とありましたけれども、私なたしか種類別に何件としてつかまえているかどうかというふうなこともちょっとお聞きしたかったんですが、熊、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマの5種類、それぞれの個々の件数ってお分かりになりますでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

まず、熊については、ながいも、丸いも、カボチャということで、12ヘクタールでございます。イノシシについてですけれども……

○議長（三浦専治郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） 大変失礼しました。

熊については12アール、イノシシについては11アール、あとハクビシン、アライグマについては被害が少ないので、アールとしては換算しておりません。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） 済みません、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、全体で20件という届出ですよ、じゃ、その種類別で熊とか、アライグマとかの件数はそれぞれ何件ずつ出ていますでしょうかということなんです。被害面積については2点目のほうで入っておりますので、それは大体分かりますけれども、熊の件数が何件で、そういった形で種類別に5種類出ているんですけれども、それぞれの件数をちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（三浦専治郎君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） イノシシが11件、熊が3件、ハクビシンが4件、アライグマが3件となっております。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

イノシシがすごく断トツで増えてきたような気がします。先日も新聞で上市川地区にイノシシが出て、ながいもの種いもを掘り起こしてしまったというふうな記事があったものですから、これからの傾向としてはイノシシが増えてくるような気がいたしますので、そういった対策をしっかりとこれから取っていただければよろしいかなと思います。

2番目の被害金額関係については、先ほどお答えになったとおりでございます。ながいもがかなり大きな比重を占めているというふうなこと、つまり地中にあるものを掘り起こす動物、これの対策をこれから少し考えていかなければならないのじゃないかなというふうな気がいたしますので、まずこれについては、どれだけこれから増えるかというのはいちよつと想定しづらい部分があるかと思っておりますので、この2番目の質問については、先ほど出た数字で十分でございます。ありがとうございます。

3番目のことなんですが、今後想定される鳥獣被害についてはどうであるかというふうなことでもありますけれども、先ほども私がちょっと述べたんですが、イノシシが増える気配があると、それから、ハクビシン、アライグマ、こちら外来生物なんですけれども、これらも増えてくる傾向があるのじゃないかなと思いますけれども、町のほうではどのように増える増加傾向をつかまえておりますでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの御質問にお答えします。

豊田議員おっしゃるとおりハクビシンの捕獲件数が年々増えてきてございます。よって、シャインマスカット等の果樹等の被害が今後大きく予想されると思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

動物のいわゆる害を及ぼす動物の増加傾向によって食害等が増えてきますので、そういった対策をこれから考えていかなければならないのじゃないかなと思いますので、その辺のところはよろしく願いいたします。

次に、4点目のほうに入りますけれども、国・県・町の行政ができる支援策について少し伺っていきます。

答弁の中にありましたけれども、認定鳥獣捕獲等事業者制度、これ具体的にどういったことなんでしょうか。その内容についてちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

認定鳥獣捕獲等事業者制度というのは、実際のところ箱わなとか防護柵等の支援ではなく、指定管理鳥獣捕獲等事業ということで、指定管理にはイノシシとニホンジカが指定されているのでございますけれども、そちらの捕獲が可能になるということでございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

まず、いろいろと認定を受ければ捕獲できるというふうなことになるかなと思いますけれども、こういった狩猟関係だけではなくて、先ほどもちょっと答弁の中にあっただけですけれども、そういった害獣が入り込まないようにするための電柵とか、網、そういったものに対する支援制度というの、たしか前に私、何度かこれも一般質問させてもらっているんですが、その中にあるんですけれども、こういったこともまだ今も継続しているかと思っておりますけれども、その辺のところはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） 大変失礼しました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度については、先ほどおっしゃられた防護柵とか、ネット等の購入についての助成はないそうです。あくまでも鹿とイノシシの一斉の捕獲についての支援ということで確認しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

認定その制度に対するものではなくて、それ以外にたしか、いわゆる害獣が侵入しないようにするための電気柵とかを設ければ幾らかの補助はありますよと、国もしくは県だと思っただけですが、それはまだ継続してありますよね。どうなんでしょう。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） こちらについては、国の補助事業のほうでございます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

多分それらについての電柵とか金網とかの設置については、個々に細かいものですから、ここではあえて取り上げませんが、そういった制度がありますよというふうなことをこれから農業者の方々に周知していただければと思います。

そしてまた、狩猟免許とか、わな猟の免許ですか、それらに対する助成金って具体的にどれぐらいの金額が助成されるものでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの御質問にお答えします。

銃猟免許のほうでは約7万1,000円ほどの助成です。わな猟免許のほうについては1万4,000円ほどの助成となっております。狩猟免許の受講料だったり、事前の講習会の受講料等の支援でございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

具体的な数字が出てきたところで安心しておりました。

多分この鳥獣被害については、これから鈴木議員も取り上げられるかと思っておりますので、こちらのほうにもしっかりとした答弁をお願いしたいなと思っております。

まず、国とか県あるんですけれども、町独自のいわゆる鳥獣被害対策、これらについてはいかがでございましょうか。町独自では考えがあれば、それちょっと述べていただきたいんですけれども、なければなくてもこれしようがないんですけれども、国・県に準ずるといふような形になるかなとは思いますが、そのところはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

現在、町単独での事業は実施しておりませんが、箱わなの拡充だったり等の対策を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

ぜひ、あまりにもそういう被害が増えるようであれば町独自の施策も検討に入れてもらえればと思いますので、そのところはよろしく願いいたします。

次に、2件目の質問の再質問をさせていただきます。

役場職員による農家支援策でございますが、現在、副業基準に農業等と明記している自治体がありますけれどもというふうなことで、その自治体名等を分かっているところでお答え願いたいというふうなことで出しておりました。

今現在20団体あるというふうなことでお伺いしておりましたけれども、県内も大分ありますよね。全国に広げればかなり出てくるのかなと思っておりましたが、このところで明記している自治体が全て農業、またはそれ以外の産業でもいいんですが、そちらのほうにふるい落として従事してもいいよという制度まで導入しているものかどうか、ただ単に条例等で規定等に明記しているだけだよというふうなところもあるかなとは思いますが、そのところの把握についてはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

私のほうで確認したところでは、一例として農業というふうな業種が条例として上がっているということで把握しております。

ただし、北海道の沼田町の場合は、対象となる地域貢献活動は次であることとありまして、本町の基幹産業である農業の慢性的な人員不足から労働力の確保を図るため、本町農業の作物栽培、収穫等に従事する活動であって報酬を伴うものと、このように明記しているところもございました。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

明記してあればどこの自治体でも導入できるというふうなことで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

五戸町の場合は規則には明記しておりませんが、先ほど町長の答弁にあったとおり申請許

可があれば従事することはできます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

全国的にどんどん自治体で導入してきているんです。これ今年の6月29日の日本農業新聞なんですが、「公務員『農で副業』急拡大」というふうな題目で載っております。地域貢献としてというふうなことで3道県7市町、これ一番最初が和歌山県の有田市、ミカン、その町、自治体で限定しているのもあります。ちょっとお知らせしますと、和歌山県の有田市はミカン、それから、これ去年10月に弘前市で導入したんですが、リンゴだけです。それから、熊本県のあさぎり町がミシマサイコ、ただ面白いのが長野県で、今年の4月から限定せずです。ですから、県によって取り組んでいるところもありますし、町だけでやっているところもあります。弘前市の場合はリンゴだけは認めているというふうなことなんです。

気にかかりまして、弘前市の市役所に電話しまして、りんご課というのがあるんです。弘前市に。リンゴだけ扱っているのかな、分かりませんが。りんご課だけでちょっと問合せしたら、去年の3年度から10月からですが、原則として週8時間以内だそうです。月30時間まで、これ気になったので、例えば時間休をもらってとか、土日にかかわらず年休を申請しても可能なんですかと聞きましたら、オーケーですよというふうなことです。要するに週8時間で、それから月に30時間を超えなければいいというふうなことです。

そのほかには、ただ業務のある日、例えば、午前中業務をして、午後から農家のほうに行くというふうなことの、それも可能だというふうなことで、割とリーズナブルな扱いになっている、緩いわけです。だから非常にいいのかなと思っておりました。

なぜこういうことをやっていますかと聞きましたらば、やはり弘前市はリンゴが基幹産業であると、やはり基幹産業については地域住民の方々と一緒に、役場もいわゆる公務員の方々も一緒になって取り組んでいかなければ地域のためにならないというふうなことで導入したそうです。

ちなみに、この弘前市については、ねぶたに関係するそういったいわゆる副業もいいんだそうです。ねぶたです。青森はねぶたなんです、弘前市はねぶたです。そういったねぶた絵師になる方もいるそうです。それらについては、やはり歴史文化を継承するというふうな意味合いからそれらを認めているというふうなことでもございました。

非常に面白いなと思いました。これもできれば五戸町でも取り入れてもらえれば大変面白

い、いいんじゃないかなと思いますけれども、ただいろいろと制約はあります。利害関係の方のところにいる課の方は駄目だそうです。農業委員会とか、それから農林課の方々は原則駄目と、農家の方々にそういっていくところは駄目だそうですから、そういったことは話していました。

そのほかに求人情報はどのようにしていますかと言いましたら、何か地域の農協で提携しているみたいです。求人情報。そして、弘前市役所では町内のインターネットでその求人情報を載せていて、興味のある職員の方が見て、ここに行きたいなというふうなことがあれば、それらと連絡しながらマッチングさせるというふうな取組をしているそうです。

気になったのが報酬なんです。時給どれぐらいなんですかと言いましたら、青森県の最低賃金法に引っかけられない程度と、ある意味ちょっと言葉悪いんですが、今現在822円です。来月から31円高くなって853円になりますよね、10月から、そういうふうになるようですから、それにつれて最低賃金を上回る報酬でよろしいですよというふうなことでした。

そのほかには傷害保険をかけると、共済保険でもいいんですが、バイトになりますのでそういったことを求人する方々が、農家の方で用意してもらえればいいなというふうな話はしておりましたので、参考になるかどうか、これらをちょっと述べさせていただきました。

これについてはいろいろとこれから多分出てくるかと思えますけれども、そのほかにも様々ありましたけれども、なかなか面白い取組だなと思っておりました。

それから、まず職員の職務専念義務との兼ね合いについてはというふうなことなんですけれども、先ほどの答弁の中であるとおり、バイトのほうがメインになって職務のほうがおろそかになってしまうと、これは本末転倒でございますから、そののところに気をつけられないのかなというふうな気がしておりました。

大分弘前市は進んでいる取組というか、そういったことをやって地域と共に歩んでいるんだと、そういった姿がしっかりと見えておりましたので、五戸町もそうであってほしいなというふうな私個人の意見ですが、そういうふうには思っております。

2番目、3番目は、職員の専念義務から報酬のほうまでちょっとお答え願ったので、大変ありがたかったのですが、もうかる農業、もうける農業というふうなことで、町長も公約のほうで述べておりましたけれども、最後に町長にお伺いしますが、導入についての、今現在の考え方をちょっとお知らせ願えれば大変ありがたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、豊田孝夫議員の御質問でございますが、面白い取組と申しますか、役場職員に様々地域のボランティア活動とかも、例えば、消防団とか、交通指導隊とかに入ってもらおうとか、そういうなのに参加しながら地域の方々と溶け込んでほしいというようなことで、職員の方々結構おられます。

それが、今、農業の分野にも役場職員が入って行って、この地域を盛り上げていけるというのであれば面白い取組になるのかなと思って聞いておりましたけれども、今後、農業従事される方の年齢も高齢化していきますし、そこを本当の現場の中に入って職員が感じながら、なおかつ自分の副業で報酬ももらえるというようなことであれば本当にお互いがウィン・ウィンと申しますか、お互いが盛り上がるというような取組になるのではないかなと思って聞いていました。

今後、様々勤務時間内でできるのか、勤務時間外でできるのかと、様々な細かいところがあると思いますけれども、その辺ちょっと調査して進めていけるのであれば面白い取組になるのかなと思って聞いておりました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田孝夫議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

前向きな御発言であると理解しております。

ちなみに、弘前市では去年から始めて24件の農家に32人の職員を派遣できたというふうなことでした。1人の賃金単価としてはそんなに高くないと、2万五、六千円程度だったというふうなことだったんですけれども、農家の方々が大変喜んだというふうなことでした。やはりそういったことで非常に効果的じゃなかったのかなというふうな気がいたします。

導入についての様々ないろんな考え方があるかと思っておりますけれども、やはり地域と共にある役場職員というふうな形を具体的に見える形でやっていただければ大変いいのかなと思います。

一体となって町を盛り上げていくというふうな気概をぜひ持っていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、そのところよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） ここで休憩を取り一般質問の残余については午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午後 1 時 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（三浦専治郎君） 日程第 1 の「一般質問について」を続行いたします。

柏田匡智議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

柏田匡智議員。

〔4 番 柏田匡智君 登壇〕

○4 番（柏田匡智君） 議員番号 4 番、柏田匡智でございます。

議長のお許しをいただきましたので、先に提出いたしました通告書に従い、一般質問をいたします。

中学校運動部活動の地域移行に関する五戸町の方向性について質問いたします。

部活動における生徒の少子化による問題や教師の労働時間軽減を目的として、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が、国において取りまとめられました。休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和 5 年度から 3 年間で改革集中期間とされています。その後、平日の地域移行が推進されており、受皿の団体が求められています。そのため、中学校部活動の現状や小学校の部活動がスポーツ少年団やスポーツクラブに移行した先行事例を通し、五戸町が目指す中学校部活動の地域移行の方向性について質問いたします。

まず 1 点目といたしまして、中学校部活動の現状を知るべく、担当教師や外部コーチの現状、課題について質問いたします。

次に、2 点目として、スポーツ少年団の現状と受皿としての課題について質問いたします。

3 点目といたしまして、五戸スポーツクラブの現状と受皿としての課題について質問いたします。

最後の 4 点目として、五戸町として考える受皿、方向性について御質問いたします。

御答弁よろしく願いいたします。

〔4 番 柏田匡智君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、柏田匡智議員の中学校運動部活動の地域移行

に関する五戸町の方向性についてお答えいたします。

少子化が進む中ではありますが、平成27年度の五戸中学校男子バレーボール部の廃部を最後に、管内中学校運動部活動の数は維持されており、現在、五戸中学校に12、川内中学校5、倉石中学校5、管内合計22の運動部活動が設置されております。

1点目の中学校部活動担当教師と外部コーチの現状、課題についてですが、担当教師の現状としましては、22の部活動のうち、1人で担当している部は12、2人で担当している部は10となっております。また、この担当教師32人のうち、担当部活動の種目の競技経験者は9人とどまっています。外部コーチの現状としましては、この五戸中学校では12のうち4種目、川内中学校では5つのうちの3種目、倉石中学校では5つのうちの2種目、まとめますと22のうち9つの部活動に外部コーチがおります。また、五戸中学校においては、国の施策でもあり、教師不在時でも部活動や大会引率を行うことができる部活動指導員1名を女子バスケットボール部に配置しております。

課題としましては、部活動は、活動時に必ず教師の監督が必要なことから、1人で担当する場合や競技経験のない種目を担当する場合は、大きな業務負担となっております。また、今後教師の増員は期待できない状況にありますので、部活動指導員などの新たな指導員、指導者の増員が望まれております。

2つ目のスポーツ少年団の現状と受皿としての課題についてですが、現状としましては、7種目8団体に、小学生184人うち、町内から146人がスポーツ少年団登録しております。現在のスポーツ少年団は、学校単位ではなく、広域に子供たちが集まり活動するのが通例となってきておりますので、子供たちの選択の自由度や団員数の確保の面においては、都合がよいと言えますが、一方で、組織運営が地域ボランティアや限られた保護者等の有志によるため、携わる方の負担が大きいと言われております。

3点目の五戸町スポーツクラブの現状と受皿としての課題についてですが、五戸町スポーツクラブには2つのコースがあり、チーム登録及び選手登録をした上で、大会参加を目的としている育成コースには、サッカーの小学生年代2チーム、中学生年代2チーム、バスケットボールの小学生年代4チームの総勢124人、うち、町内から81人が所属し活動しております。会費は、年会費が2,000円、月会費及び活動費が月4,000円から6,000円となっているほか、大会等への参加の際には遠征費を別途負担することとなっております。

また、大会には出場せず、週に一、二度トレーニングを行うスクールコースには、5種目総勢99人、うち、町内から78人が加入し活動しております。会費は年会費1万円から1万

4,000円となっています。中学校の部活動の受皿として考えた場合、スクールコースに新たな種目を増設することが考えられますが、それに伴い各種目の指導者の確保、1つ目としてですね。2つ目、事務量の増大に対する事務担当職員の増員、3つ目として、人件費増大に伴う財源の確保などが課題となってきます。また、生徒、保護者にとりましても、新たに会費を負担する必要性が生じることとなります。

4点目の五戸町として考える受皿、方向性についてですが、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の中で、まずは、休日の運動部活動を地域に移行することが示されました。五戸町としましても、休日の運動部活動を地域に移行することは、原則必要なことと認識しております。

そこで、今年度に入りまして、3回にわたり、管内3中学校の校長と教育委員会とで話し合いを行い、部活動における現状と課題、教師の意向調査、受皿の在り方や可能性などを検討してまいりました。今後は、これまでの話し合いを踏まえ、関係者や関係団体を交えて、受皿の可能性等について協議を重ねていく予定であります。3年間の準備期間がありますので、国及び県の動向を見ながら、五戸町の子供たちにとってよりよい形での実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 澤田教育長、丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

最初の1点目の御答弁をいただいた中で、中学校現状としては22部活動があり、その中で経験者の方もおられれば、そうでない方もいらっしゃる。そういった中で、外部コーチを御活用なさって、幾らかでも子供たちに対するスポーツ運動のほうの向上に図っているということが見受けられました。そういった中でですね、改めて、先ほど4点目の御答弁にもあったんですけども、現在、運動部を担当なさっている教員の皆さん、意向調査等なされたというふうにあるんですけども、まずは、現状把握という意味で、担当している教職員の方々、運動部、正直休日等も含めて負担だ、できれば、もし、それが地域移行に早い段階で移行できるのであれば、もっと学力向上のために注力したいとか、またそういった御意見ですとか、負担的な部分、よくニュース等にも残業時間何十時間、月何十時間とかというふうには報道等々がなされておりますが、そういった意向調査なり、残業に対する数字等々、もし把握しておられるのであれば、所感でも構いませんので、御答弁のほうお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 教員の意向について、どのように今、先生方考えているかというふうなことでお答えしたいと思います。

実はアンケート調査を行った項目が何項目かありますけれども、その中で、部活動の地域移行についての意見を聞かせてくださいという項目がありました。その中では、大いに賛成と、賛成を含めると、約7割の先生方が、土日の部活動を地域移行にというのを賛成しております。そして、どちらとも言えないという先生方が27%、3%の先生は反対あるいは大いに反対というふうに答えております。その賛成の先生方につきましては、いわゆる土日の時間が空くことによって、先ほど議員さんからありましたとおり、学校の本来の業務のほうに充てることができるというふうな意見です。そして、どちらとも言えないというふうに答えた先生方は、たくさんの意見があった中で代表的なものを申し上げますと、いわゆるその地域移行に果たしてスムーズに移行できるのかどうかという不安が大きいように見受けられます。受皿のほうがしっかりしているのであればよいけれども、というふうな意見が多いように見受けられます。反対というところは、やっぱりその部活動は生徒指導面もかなり関係してきているので、教師が指導すべきだというふうに考える先生が、少数ではありますけれどもいるという現状になっていました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

まず、賛成7割、おおむね賛成の方々が多いというふうに、私、今のアンケート調査で受け取ることができました。やはり、先生の時間的な部分もありますし、また、他方では反対という意見の中で、部活動も併せて生徒指導のほうに携わっていきたいという熱いそういった先生方の気持ちというのは、重々感じられるところであります。ただ、あまり世の中の流れとは言いたくはないんですけれども、一定の、やはり先生方も休んでいただいて、学校の学力向上のためですか、本来の業務のほうに注力できるようにしていきたいと、先ほどのアンケート結果にもあったようにですね、おおむねその方向に、先生方も持っていきたいというような現状が、改めて分かることができました。

そういった中で、外部コーチのほうも協力していただいておりますというふうに御答弁いただいた中で、私も知っている中では、町外からも外部コーチの方も熱心に来られて、五戸町の子供たちのためにとということで、外部コーチをなさっていると。ほぼボランティアの学校で

学校中なさっているという、本当にありがたい行動を取られておられるなど、私も常々感じております。そういった中で、多分ほぼボランティアという格好だとは思いますが、もし数字的なものが把握しているのであれば、そういった外部コーチの方々に対する謝礼等々というものは、あたりなかつたり、金額等伝えるのが差し支えあるのであれば、金額まではお答えしなくてもよろしいのですが、そういった謝礼等々というものは、外部コーチの皆さんにお支払いしたり、何かかしの格好で還元なさっているのか、ちょっとそこを確認のためにも御質問いたします。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 外部コーチの謝礼のことについて、話題には上がりますが、明確にお幾らというふうなことでは伺っておりませんでした。お話の中では、年度末に一括して、お車代程度のものをおあげしていますという答える校長先生が多かったです。ただ、先ほど答弁にちょっと触れましたが、部活動指導員という制度については、今の年間の指導総時間が決められていて、それに応じて謝礼が払われるというそういう制度になっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

やはり、現状の外部コーチの皆さんは、幾ばくかの謝礼を年度末には頂いてはおるが、ほぼ本当のお気持ち程度で、ほぼボランティアな、本当に子供たちのためというお気持ちで協力なさっているというふうに、私も感じ取れました。そういった現状の中学校部活動、このままではいけない、地域移行になるだけ移行したほうがいい、また先ほども御答弁いただいたように、制度を使った中で指導者を増やしていきたいというのが、今の現状ということで、私の1点目の質問のほうをですね、再質問のほうを閉じさせてもらいたいと思います。

続きまして、2点目、スポーツ少年団の現状や課題という中でも20年、もしかすればもっと前だったかもしれませんが、当時もたしか小学校に部活動というものがあつたんですけども、それが地域移行なされて、スポーツ少年団というふうに移行していったかと私も記憶しているのですが、いろんな市町村、いろんな小学校単位のやり方等々もあるし、現状もまだ小学校に部活動というものが残っている市町村もあるというふうにも伺っております。スポーツ少年団のほうに移行したいとは思っていても、なかなか指導者、事務局等々が見つけられなかつたり、保護者の方の協力はいただいても、子供さんが卒業してしま

うとやはりなかなか継続が難しい等々ですね、問題がある中で継続性も問われているという中で、質問だったんですけれども、御答弁の中でも指導者、事務局、保護者の負担等々、現在ある中でも、五戸町にも複数ある中でも、大きく3つの事務の負担ですとか、休日等も返上なさって、指導者の方が子供たちに教えている。なかなかそれも本当に大変なお話ですし、今後の中学校の受皿としてもちょっと難しいのではないかと。ただでさえ今、小学校のほうの受皿となって一生懸命頑張っている中で、またさらに中学校もともなれば、本当に負担が大きいのではないかというふうに御答弁の中からも、私も感じられました。本当に、私自身もちょっとだけ携わったこともあるんですけれども、現状、やはりスポーツ少年団のほうも、子供たちの数も、どんどん少なくなっておりますし、将来、今後継続していけるのかどうか不安になっている保護者や事務局、地域の方々からも、多くの不安の声も聞かれています。

そういった中で、本当に3点目の、済みません2点目の今のスポーツ少年団に対する再質問はないんですけれども、3点目の五戸町スポーツクラブさんというものがあるというのは、本当に五戸町の子供たちにとっても多くの選択肢が得られて、またそういったスクールコースですとか、育成コースですとか、様々な環境を選べるというのは本当にありがたいお話だなと思います。

そういった3点目の、それでは再質問いたしたいんですけれども、先ほどの御答弁の中で、スクールコースや育成コース、それに対する月当たりの月謝の部分2,000円ですとか、4,000円から6,000円、様々な種目もある中で幅だとは思いますが、数字としてちょっとまた教えていただきたいのはですね、スクールコースにしろ、育成コースにしろ、別々に料金を設定しているかもしれないんですけれども、それに携わる指導者の方に対する1時間当たり幾らですとか、そういったものが、もしあるのであれば、教えていただきたいです。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 指導者のほうへの謝礼ということですね。スポーツクラブのほうでは、1回当たり1,000円ということでお支払いしているというふうに伺っていました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 1回当たり1,000円ということは、多分、時間とかではない、何曜日のいつ、2時間なら2時間、3時間なら3時間の時間の中で、1回出ていただく中で1,000

円と。まず、それが妥当云々もちろんあるかとは思いますが、本当にそれも指導者の方々が、その条件を受け入れつつ、本当にボランティアな気持ちで子供たちのスポーツ教育に携わっていきたいという、本当にもう熱い思いが感じられるところであると思います。あと併せて確認いたしたかったのが、すぐに中学校の部活動というものに結びつくわけではないんですけれども、現状の五戸町スポーツクラブさんの活動の確認という意味ですね、たしか送迎を目的としてマイクロバスを3台、4台でしたか、たしか配置なさっておられると思うんですけれども、ちょっとその送迎の関係のほうですね。別料金取っていらっしゃるのかどうなのか分からないんですけれども、保護者の皆さんが送り迎えしている場合もあれば、送迎のほうを御利用なさっている場合もあるかと思うんですけれども、その点、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 送迎についてということですが、ちょっと先ほどの答弁の中で1人当たりの謝礼1,000円というふうに捉えられたのかもしれませんが、これが謝礼なのかあるいは旅費なのか、ちょっと明確なところ分からないので、ちょっと謝礼ということではなくて、1回当たり1,000円ということ支払われているというふうに御理解いただきたいと思います。

それから、送迎についてですけれども、原則これは原則なんですけれども、送迎については育成コースの選手だけというふうになっています。そして、これは週3回まで片道月に3,000円というふうなのが送迎の条件になっているということで、聞くところによりますと、大体20キロ圏内のところまでは迎えに行きますというふうなことでは聞いておりました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 五戸町スポーツクラブでは、育成コースの生徒さんだけ週3回までで、片道3,000円。となりますと、中学校の授業が終わった後、その時間帯だと親御さんが送迎する時間にはちょっと自分の仕事を休んで行くのには早過ぎる時間帯なので、行くときは送迎をお願いし、帰る時間帯になると保護者の方がお仕事終わった中でも迎えに行けるという意味での片道3,000円というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） ただいまの認識でよろしいかと思います。そういう家庭が多いようにも聞いております。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 御答弁ありがとうございます。

やはり、どの御家庭も通常、常識的に考えると、なかなか5時なら5時までの保護者のお仕事がある中で、5時前の送迎というのは本当に大変な話の中でも、そういった料金はかかるけれども、御対応なされて、料金を頂いて帰りの、あ、済みません、帰りは保護者が迎へに行けるけれども、行きの送迎のほうを対応なさっているというふうに御答弁いただきました。やはり、中学校の部活動であれば、基本的にコミュニティバスがある時間帯のうちに子供たちが帰ってきて、基本的に保護者の送迎がほとんどないというふうに私も捉えているんですけども、地域移行、将来的に地域移行した中で、クラブチーム方式というふうになれば、問題点の一つにはその送迎という部分に関わってくると。そういった中でも、どうしてもやはりマイクロバスの維持管理等も含めて、お金の方が発生してしまう。ただ、それを保護者に負担させるべきか、また、中学校の部活動の同じ延長だという趣旨の下に、そこをある程度、例えば町のほうから助成いただくか、云々という問題も今後等々ですね、本当にそこは課題の大きな1つだと私も感じられました。

次にですね、先ほどの御答弁で1つには、指導員の方々に対する手当、また保護者が負担している月々当たりの月謝の会費の部分、そして送迎における週3回、片道3,000円、20キロ圏内等々といった様々な料金によって、クラブチームさんのほうの経営を運営なさっているかと思うんですけども、全体的な、もしよろしければ全体的な収支、もし現状その会費でやっているやっていない、ただ、正直もちろん一部、町のほうからも助成いただいて運営しているかと思うんですけども、もしよろしければ概算で結構ですので、会費で賄っているものなのかそうでないのか、その点ですね、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 収支についてですけども、ちょっとそちらのほうまで準備しておりませんでした。ただ、町からの年間補助をいただいているのは、大いに助かっているというふうなことで、クラブのほうでは考えております。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

様々、今、教育長おっしゃったように、スポーツクラブばかりでない、様々な事業を事務局なさっているスポーツ振興公社さんがなさっている中で、ちょっと今単独の部分の数字は

なかなかすぐにはぱっと出てこないのかなというふうに、私も感じられたんですけども、御答弁いただいた感じでは、正直、今おっしゃったような月の会費ですとか、送迎の会費ですとかという部分では、正直賄えていない現状があるのかなというふうには感じられ、そして、町のほうからも、そういった助成等々でも御協力いただいての運営だなというふうに感じました。

そういった中でも、本当に指導員の方々も含めて手当の金額から感じますと、そういったボランティア精神が正直前面にある中でも、幾らかでも五戸町の子供たちのためにという、本当にそういった熱い思いを感じることができるかと思います。事務局もなさっているスポーツ振興公社の職員の皆さんもですね、本当に子供たちのためにそういった事務等々も対応なさっていらっしゃると思います。

それでは、最後の4点目の質問の部分なんですけれども、じゃそういった中学校の現状がある先行事例としてのスポーツ少年団や現状を頑張っている五戸町スポーツクラブさんがある。そういった等々も含めまして、五戸町が将来、地域移行に方向性進んだ際、こういった受皿がいいのかなという中で、一番最初の御答弁の中にあっただのは、五戸スポーツクラブさんがやっているような育成コースではないんだけど、スクールコース、そういったチームとして様々な大会云々、遠征云々、それとまた別のまずスクールコースというのがあると。それを1つの受皿になるのではないのかなというふうに、先ほど御答弁いただいたように感じられるんですけども、その点ちょっともう一度御確認させてください。受皿としての、今ある現状としての考え方の部分、もう一度済みませんが、お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 中学校部活の受皿として、スポーツクラブがなり得るかどうかということでしょうか。

いろんな部活動の種目があるものですから、スポーツクラブが受皿となり得る種目だとか、それから、先ほどちょっと出ましたけれども、ひょっとすればスポーツ少年団が受皿で延長できるんでないか。過去にあったそうですけれども、柔道とか剣道は、中学生年代になってもスポ少登録そのままにして活動していた例は過去にあったと聞いています。ですから、そういう種目はそちらがいいのか、あるいはスポーツクラブでわざわざ設定しないまでも、スポーツ業界のほうの関係者で指導する体制をつくるのは、いい種目もあるのかもしれない。また、県内の例でいくと、保護者を中心にして協議会を立ち上げて、そこで月謝等も集めながら運営している例も聞いたことがあります。そういった方法もまたあるのかなというふう

なことで、どういった方法があるのかというのは、まさに、これからいろいろ可能性を探っていかなきゃないんだろうなというふうに思っていました。あくまでも、今の土日の地域移行に関する考え方で、これまた平日も地域へとなくなれば、全くまた別な問題が発生してくるんだと思っています。その中体連の参加の問題も含めて、現在、学校単位でしか参加できませんので、そういった問題だとか、いわゆるスクールコースでは全然練習する時間が足りないので別なコースになってくるんだろうなだとか、いろんな問題が出てくるだろうと思っていましたので、現在のところ、土日を移行する場合はそういったことが考えられるのかなということで、これも、この後の校長先生方交えた話合いに、そのままスポーツクラブだとかスポーツ協会の代表の方とかも交えて可能性を話し合っていくという、今そういう段階にあるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 本当に、ただいまの教育長の御答弁にもあったとおりですね、種目ごとですとか、現状をせっかく小中も含めて活動なさっていたり、頑張っていたり、頑張っていたり、頑張りどころもありますし、また、今後の状況等を踏まえて、話合いの上で進めていきたいと。特に、今回の3か年のうちに集中期間であるのは、まずは土日の移行だと。その土日の移行は対応のほうは、様々な話合いの中で、今後決定して推し進められていくかとは思いますが、平日までとなると本当に全く違うというふうに教育長の御答弁の中からも伺いましたし、私自身もそう思います。土日ばかりじゃなく平日もとなればと、組織、受皿の単位もまた全然違ってくるものではあるしと。本当に、そこは今後、地域の方々、スポーツ関係団体の関係者の方々、今まで本当に子供たちのために御尽力されてきた方々とともにお知恵を出し合っていてですね、ぜひ、進めていただきたいと思います。

ただ、他方では、やはり保護者、生徒自身もそうなんですけれども、保護者の方、指導者の方、事務局の方と、それぞれが今までの中学校の部活動以上、今までの中学の部活動で先生方が御苦労なさっていた部分をどこに生かしていくのかと、本当にこれは大きな問題であると思います。

それでは、最後にですね、そういった現状、将来性の中で、正直、今までの会費の部分でも大変だ、難しいという中で、じゃ五戸町としても何かかしらかの助成等ですね、考えていかなければならないのではないかと私自身も思うんですけれども、最後にそういった町全体の考え方、まだまだ流動的な部分等はもちろんあるんですけれども、現在の思いですとか、

そういった部分を、ぜひ、よろしければ若宮町長より一言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 最後、柏田議員から振られましたけれども、私も、そもそもいいですかですね、日本の教育予算自体が、何か欧米諸国と比べるとかなり低いんだという話をよくお聞きする機会があるんですけども、私も保護者になって、PTAの会員になるまで、学校の先生というのはちゃんと残業手当とか全てもらっているものかなと思って、お付き合いさせてもらったんですけども、そういう立場になって、学校の先生は残業手当がない、土日の勤務手当もないんだよというようなお話を聞いてですね、ちょっと驚愕した覚えがあります。今でもそのように思っています。本来であれば、役場職員もそのとおりですけども、何か災害がありました、残業しましたということをきちんと手当で補填されるべきものなんだろうと思いますけれども、日本の教育関係の予算というのは、そういうふうな制度になっていないというのが、根本的なところにあるのではないかなと思いますが、それをそもそもこうひっくり返すということもちょっとあれなんでしょうけれども、そこからの観点も必要なんだろうと思います。

そして、このように土日の学校活動部の地域移行という話が、一応、具現化されて提案されておりますので、それに対して、町としてどのように取り組んでいくかということですが、やはり地域移行になって保護者の負担が極端に増えるというのは、あまりよくないのではないかなと思います。

7月でしたけれども、サッカー協会の会長さん田嶋会長にお会いする機会がありまして、雑談ですけども、地域移行のお話をされておりました。やはり、保護者の貧困でですね、子供たちのスポーツが選別される、それはよくないなというようなことをおっしゃられておりました、むしろスポーツクラブとか入れない子供のほうに、むしろ優秀な子供がいたりするというお話をされておるのを、ちょっと雑談でお話しさせてもらったんです。特に、外国のほうなんかは、特にブラジルですか、この子うまいなというと、やっぱりちょっとスラムの子であったりとかですね、決してこう裕福なスポーツクラブで目立っている子じゃなくて、そういう子供をどのように育成していくのかというようなことございまして、日本は、幸いに義務教育が確立された国家でございまして、その義務教育の整合性と土日のクラブ移行とか、これからの部活動の在り方を五戸町としてどのような姿がいいのか、今後どのような姿がいいのかというのを、今3年間の準備期間、教育関係者とも協議をさせていただいて、

結論を導いていきたいなと思っていましたので、議員皆様の、御指導をいただきながら前に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 柏田匡智議員。

○4番（柏田匡智君） 若宮町長、御答弁本当にありがとうございました。

町長の御答弁からはですね、地域における格差、そういったスポーツの機会に触れ合う格差を、子供たちにあってはならないという本当に強い思いを感じられました。私自身も、そう思いますし、また今後の在り方等々、種目によっても違うこともあると思いますし、また地域によっても違うこともある、送迎の在り方も違うこともある等々、様々な課題があるんですけれども、そういったものをですね、今までも本当にボランティアで携わっていただいている指導者の方々をはじめ、地域の皆様の御協力を得ながら、ぜひ未来の子供たちのスポーツの在り方というものをつくり上げる一つの助力といたしましても、私自身も、改めてどういうのに協力していけるかというものを考えつつ、実際、ぜひ動いていきたいと思っております。

本日は、本当に私の一般質問に対する丁寧な御答弁をありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（三浦専治郎君） 次に、鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔6番 鈴木隆也君 登壇〕

○6番（鈴木隆也君） 議席番号6番、鈴木隆也でございます。

午後1時45分、昼食終わりました、皆さん目がとろんとしているんじゃないでしょうか。いましばらく、私の一般質問に耳を傾けてください。よろしくお願いいたします。

事前に通告いたしました通告書に従いまして、第26回定例会におきまして、次の2点をお伺いいたします。

1点目として、鳥獣被害対策についてであります。

先般の新聞報道によると、川内地区でイノシシによるながいもの食害が初めて確認されたとのことでございます。また、倉石地区においても、イノシシによる食害や田畑が掘り起こされるなどの被害が急増していると伺っております。

近年の温暖化により、これまで生息していなかったハクビシンやアライグマ、そしてイノ

シシまでもが現れ、農作物に甚大な被害を与える状況にあります。農家の皆様は、燃料や資材などの物価高、販売価格の低迷、高齢化や人手不足、そして本年のようにこれまで経験したことのない長雨に見舞われた上に鳥獣被害を受ければ、営農意欲が減衰することは想像に難くありません。当町の主要産業の一つである農業を守るには、鳥獣被害対策が喫緊の課題であると考え、次をお伺いいたします。

小さな項目1つ目として、有害鳥獣の捕獲は、猟友会の協力なしでは難しいと思われませんが、会員の高齢化や減少が問題のことということでございます。猟友会会員を増やすための現状と、これからの取組はどのようにお考えでしょうか。

2つ目として、有害鳥獣を捕獲するためには、箱わなやくくりわなの設置が有効であると聞いております。現在、町はどの程度のわなを所有し、これをどのように運用しているのでしょうか。また、わなを設置した場合、毎日の見回りが必要になり、多くの労力が必要になります。これを解決するには、インターネットを活用し、獲物がわなにかかったことを端末などで確認できるI o Tの導入、つまりinternet of things、モノのインターネットと呼ばれる技術ですが、I o Tの導入が有効であると考えますが、現状とこれからの取組をお伺いいたします。

次に、小さな項目3つ目として、鳥獣被害対策は、猟友会とI o Tなどの先進の技術を取り入れた駆除方法だけでは十分でなく、地元住民や農家の御協力による鳥獣被害に強い集落づくりが効果的だと私は考えております。餌場となり得る野菜くずの投棄を控えてもらう広報や、電気柵を設置する場合などの助成も集落づくりの後押しになると思われまます。現状とこれからの取組をどのようにお考えでしょうか。

次に、大きな項目2点目として、町立小学校の統合計画についてお伺いいたします。

本年6月30日、五戸町立小・中学校の適正配置を議論してきた町教育委員会の諮問機関である第2次五戸町小中学校の教育振興に関する検討委員会が、答申書を澤田教育長に手渡したとのことでございます。このことについて、次を伺います。

小さな項目1つ目として、答申書の詳細はどのようなものでしょうか。

小さな項目2つ目として、町立小学校の統合計画策定の進捗状況と、これからの進め方をお伺いいたします。

小さな項目3つ目として、切谷内小学校と上市川小学校の統合について、ある保護者は通学バスを整備した上で、五戸小学校との統合が望ましいとおっしゃっていますし、また別の住民は、地域から小学校がなくなると地域の活力がさらに低下してしまうので、川内地区に

小学校を残すことが望ましいなどの意見がございます。これらについて、どのようにして合意形成を図るのか、お伺いいたします。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

〔6番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 鈴木隆也議員にお答えします。

1項目の鳥獣被害対策についてお答えします。

1点目の有害鳥獣の捕獲は、猟友会の協力なしでは難しいと思われるが、会員の高齢化や減少が問題とのことである。猟友会会員を増やすための現状とこれからの取組はについてであります。現在、猟友会会員は41名、うち鳥獣被害対策実施隊員は40名でございます。実施隊員の年齢構成は、20歳から29歳が1名、30歳から39歳がゼロ、40歳から49歳が1名、50歳から59歳が8名、60歳から69歳が6名、70歳以上が24名となっております。高齢化が進んでおります。そのため、猟友会会員を増やすことを目的として、銃猟免許、わな猟免許取得に必要な経費の助成及び鳥獣被害対策実施隊員の活動に対して、日額報酬を支払っております。会員を増やすためのこれからの取組についてであります。鳥獣被害対策実施隊員の募集を町広報紙及びホームページに掲載し、普及啓発に取り組んでまいります。

次に、2点目の有害鳥獣を捕獲するためには、箱わなやくくりわなを、どの程度保有し、どのように運用しているのか、また、インターネットを活用し、獲物がわなにかかったことを端末などで確認できるI o Tの導入が有効であると考えているが、現状とこれからの取組はについてであります。町が所有しているわなは、熊用わな9機、鹿用わな2機、小型獣用わな10機、くくりわな40機となっております。そのほか、個人及び猟友会五戸支部、猟友会倉石支部で購入しているわなもあると伺っておりますが、現状を把握していない状況であります。運用についてであります。五戸支部へ熊用わな5機、鹿用わな1機、小型獣用わな6機、くくりわな20機、倉石支部へ熊用わな4機、鹿用わな1機、小型獣用わな4機、くくりわな20機貸与しており、鳥獣被害対策実施隊に対しまして、わなによる捕獲を許可し、わなの設置及び捕獲された場合には駆除していただいております。

I o Tの導入についてであります。現在、導入実績はございませんが、鳥獣被害対策実施隊員の労力の軽減を図るため、I o T等を活用した様々な捕獲技術の導入が必要な時期になっているものと認識しておりますので、導入に向け検討させていただきます。

次に、3点目の鳥獣被害対策は猟友会とI o Tなどの先進の技術を取り入れた駆除方式だけでは十分でなく、地元住民や農家の協力による鳥獣被害に強い集落づくりが効果的だと考える。餌場となり得る野菜くずの投棄を控えてもらう広報や、電気柵を設置する場合などの助成も集落づくりの後押しになると思われる。現状とこれからの取組はについてであります。野菜くずの投棄を控えてもらうなどについては、広報及びホームページ等での周知は現在行っていません。また、電気柵購入に対する助成については、鳥獣被害防止総合対策交付金という国の交付金事業はございますが、現在、町で助成する事業はございません。

今後、鈴木議員おっしゃるとおり、収穫残渣の適切な処理、ほ場周辺の小まめな草刈りなどの鳥獣被害対策について、町広報紙及びホームページ等により情報を提供してまいります。電気柵の設置につきましては、被害を未然に防ぐ方法の一つと認識しておりますが、電気柵設置に対する助成については、特定の農家を守るための助成では、地区全体の被害対策にはならないと考えておりますので、まずは、地区全体で地元住民の安全を守るという意識づけに取り組んでまいりたいと考えております。そのため、町広報紙及びホームページ等により周知してまいります。

私から以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、鈴木隆也議員の2項目、町立小・中学校の統合計画についてにお答えします。

昨年9月1日に、第2次町立小中学校の教育振興に関する検討委員会へ、五戸町立小・中学校の適正配置についてを諮問し、検討委員会には4回にわたり、熱心に検討協議をしていただき、今年6月30日に答申を受けました。

1件目の答申書の詳細についてですが、五戸町立小・中学校の適正配置についての答申は、1統合の必要性、2小学校、3中学校となっており、順に説明いたします。

初めに、1統合の必要性についてですが、五戸町の課題として、児童・生徒の著しい減少、望ましい集団活動の確保と充実、教員数減による免許外教科指導等の学校運営上の懸念、特色ある教育活動及び学校の活性化、部活動の運営及び設置数の維持、学校施設の老朽化などが挙げられ、これらを踏まえ、総合的な見地に立つと、学校の統合は避けて通れないとの結論に至りました。

なお、学校統合を推進するに当たっては、地域住民の混乱を招かぬよう、十分な住民説明

を実施すること、仮称となりますが、学校統合推進委員会を発足させ、進めることと示されております。

次に、小学校についてですが、現在の中学校区に、それぞれ1校の3校とし、川内中学校区の小学校2校を1校に統合するのが望ましく、時期は、できるだけ速やかに行うのが望ましい。また、統合後、著しい児童数の減少が見込まれる学校においては、五戸小学校に統合するのが望ましいと示されております。

次に、3中学校についてですが、3校を1校に統合するのが望ましく、時期はできるだけ速やかに行うのが望ましいと示されております。

2点目の町立小・中学校の統合計画策定の進捗状況と、これからの進め方についてですが、答申を受けまして統合計画案の作成に入っているところですが、進捗状況につきましては、現在、その原案について検討協議を行っているところであり、内容はまだお示しできる段階に至っておりません。これからの進め方につきましては、統合計画案が出来上がりましたら、議員の皆様及び地域住民へ説明し、理解を得た上で、正式な統合計画を策定する予定となっております。時期につきましてはですが、統合計画案は、今年中の、年内ですね、今年中の完成を目指しており、そのときには、おおよその統合時期もお示しできるものと思っています。

3点目の地域の合意形成をどのように図るかについてですが、前述の地域住民への説明は、合意形成を図る上でも大変重要なものであると思っております。実施に当たりましては、検討委員の皆様よりいただきました多様な意見なども生かしながら、保護者や地域の皆様へ丁寧な説明を行い、意見や要望等に真摯に向き合い、粘り強く合意形成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 御答弁ありがとうございました。順を追いまして、再質問いたします。

まず、1点目の鳥獣被害対策についてでございます。

私自身、狩猟ハンティングに興味がありまして、狩猟免許を所持し、御縁がありまして五戸町猟友会倉石支部に所属しております。所属する中で、この鳥獣被害に対する取組というものを、様々な問題点があるなど現場のほうで身をもって感じてまいりましたので、今回の質問の経緯に至った次第でございます。午前中は、農業従事者である豊田議員が、農業従事者としての視点で御質問されましたが、私はその鳥獣、害獣を駆除するという立場の視点で質問いたしたいと思っておりますので、御答弁よろしくお願ひしたいなと思っております。

まず、びっくりしたのがですね、猟友会の高齢化が進んでいるなど身をもって肌では感じていたんですが、あまりにも高齢化が進んでいて、41人のメンバーのうち70歳以上が20名と。20代が1名、30代がいらっしゃらない、40代が1名、45歳の私とその40代の1名かなと考えるところがございます。その猟友会のメンバーを、今後ですね、増える鳥獣害被害のために、これ以上減らすわけにはいかない。逆に、若い方々に興味を持って参加していただく体制を取らなければいけないなど、猟友会の中でもいろいろと議論しております。ただ、何分、我々一人一人も仕事を持った上でそういう活動をしておりますので、なかなか本腰を入れて若い方々に参画してもらおう、参加してもらおうというふうところまでは至っておりません。できればですね、広報紙、広報ごのへ等に年に2回ぐらい、1ページ、2ページを使って、猟友会はまずは楽しいところから、こういうハンティングをして、こういうジビエ料理を食べて、そして猟友会に参加すればこういうメリットがありますよ。ただその代わり、こういう業務も行わなければなりません。そういうことを事細かく示していただかないと、ただ裏のほうに、猟友会に入りませんか、実施隊に入りませんかでは、誰もやっぱり興味を持たないと思います。その辺、農林課長いかがお考えですか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

鈴木隆也議員おっしゃるとおり、今後、広報紙またはホームページ等にハンティングの楽しさだったり、またその上で必要な実施隊の加入等について広報担当課と協議しながら、ページ枠を取れるように取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 猟友会の会長はですね、とてもそういうことに関しても、積極的に応援して、協力してくださると思います。我々もいろんな素材を提供いたします。ですので、何とかですね、猟友会の活動というものを広く町民の皆様に理解していただくような取組をとっていただければなと思います。

それで、わなの所有数に関してでございます。熊のわなであったり、鹿用のわな、そしてイノシシ用のくくりわな、またハクビシンやアライグマ等小動物を捕らえるための小さなわな、それぞれ所有しているとのことでございます。今ですね、町民の皆様からハクビシンでブドウを食べられたとか、アライグマでサクランボを食べられたとか、小屋に何か変な小動物が住み着いているという苦情等、苦情というか処置してくれと行政にも電話があると思う

んですが、その処理というのはどういうふうにされていますか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

住民からの連絡があった場合には、農林課のほうで現地を視察しまして、その後、駆除実施隊のほうにお願いして、わなの設置、捕獲等をお願いしてございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 鳥獣被害対策実施隊、猟友会ですよね。そちらのほうに、そういうハクビシン、イノシシ、アライグマ等の被害があったら対処してくれと。どうですか、これからハクビシン、アライグマ、イノシシ、年々被害が多くなってきて、それをこれだけ少なくなっている猟友会に一つ一つ全てをお願いする、私もハクビシンを依頼されて、倉石地区でハクビシンを1頭、アライグマを2頭、捕獲いたしましたけれども、箱わなを設置すると何が大変かという、冒頭、私申しましたように、毎日の見回りがすごく大変なんです。町屋課長、なぜ毎日確認しなきゃ駄目か、御存じですか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

捕獲目的がハクビシンだったり、アライグマだったらよかったんですが、違う猫とかそういうものがかかった場合には、即座に放獣、放さなければならないので、そのために1日1回見回りしていると認識しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） まさに、そのとおりです。

鳥獣管理保護法というしっかりとした法の下、野生動物はしっかりと管理されている。それが、仮に人間に危害を及ぼすもの、カラスであったり、熊であったり、鹿であったり、ハクビシンであっても、しっかりと管理して処分されなければならないし、また、家猫、家犬、イタチ、タヌキ、それら駆除の指定されていないものは速やかに放してあげ、無傷で放してあげなければならない、そういうふうに法ではうたわれております。

また、くくりわなであれば、小動物がちよっと触っただけでわなが閉じてしまう、空はじきといいますけれども、そういうものがあつたり、風等で箱わなが動物が入っていないのに扉が閉まってしまう。そういった意味のないものを常に置いていても、何の対策にもならな

いので、我々実施隊は、頼まれて籠を設置すれば、毎日1時間2時間かけて、それを順番に確認して歩かなければならない、そういう状況にあります。ですので、3番目の質問にもちょっと絡んできますけれども、例えばですよ、籠を農家の皆様、被害に遭われている皆様にお貸しする、籠を準備してもらって、その個人個人が籠を設置するということは、鳥獣管理保護法等で抵触するものでしょうか。確認いたします。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

鳥獣の保護及び管理を図るための事業実施するための基本的な指針が見直しされておりまして、2017年4月から運用されておりますけれども、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなどの柵の捕獲等により、鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者に対しても許可できるということなので、可能だと認識しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 町屋課長の御答弁に付け加えますと、設置する、捕獲するところまでは法的に問題ないということだと思います。ただ、それを運搬したり、適切に処理、つまり残念ですが、安楽死させて埋設なり焼却する、そういうことは、免許を持っていないとできない措置であるというふうに考えております。仮に、個人の皆さんが設置したわなに、その駆除の対象動物がかかった場合、担当課としてはどういうふうに処置しますか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

担当課としましては、捕獲までは農業者の方ができることとなっても、駆除については今までどおり実施隊の方々をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） また実施隊が出動しなければならないと、そういうことになると思います。

そこで、3番目の質問にいくんですが、その集落としてその動物、ちょっと言葉悪いですが害獣と言えば動物に申し訳ないんですが、被害を与える動物を害獣と呼ぶとするならば、害獣を駆除に、被害を受けなくするには、やっぱり集落としてですね、個人個人がしっかりと

考えていかなければならないと思います。例えば、自衛策として柵を設ける、また電気柵、柵を設けるにしても、五戸町単独では助成等はないと思いますけれども、国・県の助成があると思います。また、冒頭質問しましたけれども、農作物の残渣ですね、残念ながら、少なくとも倉石地区を回っていると、ニンニクであったり、ながいもであったり、ゴボウの選果してはじかれたもの、また皮等が、個人の皆様の農地、山間部に堆積してあると。本来であればうまくないことですが、これを行政が駄目だよと言って注意することって、なかなかそれは難しいと思うんですよ。これまでやってきていることです。ただ、その餌場となって、そこでイノシシや鹿が丸々と太って、野山で寝て、たまに田んぼとかながいも畑に出てきて、遊んで悪ふざけをして田畑を荒らしている。それが現状だと思うんですよ。しっかりとその辺ですね、広報等を使って、農家の皆様、集落の皆様に、その鳥獣害の被害を極力少なくするような取組を取っていただくように広報するというのも行政の在り方だと、私は思います。

また、自助、共助、公助と申します、農家さん1人じゃもうとってもじゃないけれども、太刀打ちできないところに、今差しかかろうとしています。ハクビシンやアライグマというのは、イノシシもそうです、すごい繁殖力を持って、我々の人間の生活圏に入ってきています。それはもう岩手県以南の各自治体市町村を見ても明白な事実であって、来年、再来年、同じように、五戸町も農作物被害を受けることは間違いないのかなと考えております。

ここで、行政としても、若宮町長、町民の皆様に、そこをしっかりと理解していただく。自分の畑は自分たちで守る、そして村で守る、そこに猟友会が参加して、一緒に駆除したり捕獲する。それを公助、行政がしっかりとサポートする。今では、お願いベースで猟友会に出動してくれと言って、箱わな等を設置して、駆除している現状ですけれども、もっともっとしっかりとした態勢を整備して、こういう被害が出たらこういう系統で対処しましょうという、体系的なものをしっかりと決める、もう時期に差しかかっています。来年度どのようにされますか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員おっしゃるとおりでございます、もうひょっとしたらちょっと遅れているのかもしれませんが。ただ、農家の皆様一人一人が対策を打つというのは、もう非常に困難だと思ひまして、鈴木議員おっしゃるとおりです。畑の隣同士、隣同士、隣同士、大体、防衛線を張るといいますか、ちょっとお話昔の人から聞いたことあるんですが、獣が入ってくる畑の外側に、トウモロコシを作付したんだそうです。そして、実際の作物の

ほうに入ってこないんです、トウモロコシでおなかをいっぱいにして、そこでもう山に帰らせるみたいな、そんな話をちょっと聞いたことあるんですが、今からそれやれということじゃありませんけれども、その電気柵を張るにしても、ネットを張るにしても、本当に防衛線ですね、獣はここから入りません。

それは、個人の農家で考えるのではなくて、各集落の農地、農地で、大きなくくりで侵入を防ぐ、そして獣に対する防衛線といいますか、人の物を壊してしまうから害獣と言われているんですが、山に住んでいれば本当に山の神様かも分かりませんし、最近では外来種、さっきも出ていましたハクビシンとかアライグマも、ペットからもう山に放してしまったというそういう人間のエゴでこう増えているような外来種もたくさん存在するというところでございまして、先日、ちょっと私もアライグマ拝見させていただきました。丸々太っていましたよ、ちっちゃな箱わなに入って捕獲されておりまして、これから処分されるんだろうなと思って。誰がそれを扱っているかという、地域の、自治会の役員の方が手伝いながら扱ってくれていまして、これはもう本当に猟友会の方々へ、ただ自治体に委託していればいいという話じゃなくて、我々進んでいる者が、そういう人間に被害を及ぼす獣と向き合うということが必要なんだろうなと思っていますし、今後、どの程度のその枠組で、そういう防衛線とか、そういう連携プレーというか猟友会の方々を連携プレーできるかは分かりませんが、来年度に向けて、前向きに考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 町長、ありがとうございます。

ほかの市町村を、自治体を見ますと、その農家さんであったり猟友会の皆さんが捕獲したのについて、それを持ってくれば報奨金として、例えばアライグマであったら2,000円とか、イノシンであったら1万円とか、そういう報奨金の制度を取っているところもございまして。いろいろな先進地を取組を学ばれまして、来年度、ぜひ、鳥獣被害の軽減に向けた取組を行っていただきたいなと思います。また、我々猟友会も、我々でなく私のいる猟友会の皆様も、誰一人好きこのんで無益な殺生をしているわけではございません。畏敬の念を持って自然に対峙し、高い倫理観を持って動物の命というものを扱っております。ぜひですね、害獣と言って、先ほど町長おっしゃったように、我々のエゴだと、全くそのとおりだと思います。この被害鳥獣の対策について、行政としても高い倫理観を持って行政指導等進めていただきたいなと思っています。よろしく願いいたします。

次に、町立小・中学校の統合計画についてでございます。

答申書の内容を伺いました。多分、初めて伺ったと思います。この答申書の何ていうんでしょう、力、答申書に沿っていかなければならないとか、いや参考程度だよとか、答申書の持つ力というのはどういうものですか。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 答申書の持つ力についてということですが、いろんな考え方あるかと思いますが、ちょっと私の考え方を少し述べさせていただきます。

答申の委員は19名、各地区、各学校等から選ばれた方々です。そして、アドバイザーとして7名がいて、その中でいろんな意見を出していただきました。ともすれば優先順位の考え方に違いがあって、対立する場面も多々ありましたけれども、最終的には、子供たちの教育環境を第一に考えましょうということで、軌道修正しながら委員会を進めてきた経緯があります。

ですから、出された内容につきましては、多くの方々の代表者の方々が思っている思いが、いわゆるその第三者的な視点も含めての意見だったんだろうなというふうに思っていましたので、大変私は重く受け止めています。ただ、その重く受け止めてはおりますけれども、そのとおりにやるのかということでは決してなくて、そのことを踏まえながら、ここに出てこなかったその他の課題がたくさんあります。そのたくさんある課題をまた考え合わせながら進めなければならないということで、私は、答申そのものは非常に重いものだと思っていました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 私もこの答申書というものはすごく重いものであるし、五戸町の教育の現状を的確に捉えて、こうしたほうがいいよという提言であるなというふうに伺いましたし、感じております。その答申書もですね、一番先に、まず新聞報道で私が目にして、住民の皆様も小学校、切谷内小学校、上市川小学校統合になるんだね、小・中学校3校が統合するんだねというふうに考えて、言っておられる方々多くいらっしゃいます。そのことについて、我々議員としてじゃどうなっているのと聞かれても、私ども、教育委員会から何もその答申書のことについて説明も受けておりませんし、答申書の内容について、各地域で早速何かの説明をされたということも恐らくないと思うんですが、少しちょっと何ていうんでしょう、対応が親切じゃないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦専治郎君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 対応が親切じゃないのではないかと御指摘でした。

先ほど、少し触れましたけれども、この統合、最終的な統合計画を策定するに当たって、その段階として統合の計画案を示して、その段階で広く説明をしていくという当初の計画がありまして、このような形になってしまったということで、捉え方によっては、親切じゃないなというふうなことになるんだろうと思っています。

答申書を受けた段階で、全てじゃないよというふうなことは、なかなかやっぱり誤解を生むところもあったのかなというふうに、今の説明を聞いて感じております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 行政、教育行政として、ミスリードすることはあつてはならないことでもありますけれども、なぜ不親切かなと思ったのは、ある知人のお孫さんが、あの新聞報道を見て、それまでは地元で親から土地を分けてもらって上市川に住みたいと言う子供さんがいらっしまったそうです。ただ、その新聞報道を見て、あっ、もしかしたら、もう上市川から、川内から、小学校なくなってしまうんだな。そういうふうに考えて、隣の町へお家を建てることを決めたそうです。それは、私、その方から聞いたので、本当かどうか分かりませんが、ただ、家を建てるということは人生でやはり一番大きなイベントでありますので、教育機関がどこにあるか、病院がどこにあるか、商業施設がどこにあるか、教育機関、特に教育機関がどこにあるか、大変大きな判断材料、要素になると思うんですが、その答申書の内容を載せた新聞をもって、もう小学校がなくなってしまうと判断されたことが大変悔しいなと、私、思っていたので、不親切だなと、失礼ながら申しました。

今後ですね、統合計画案というものをしっかりと策定していただいて、今年中ということですよ。町民の皆様、そして私にも、私ども議会のほうにも、しっかりと説明していただきたいと考えております。

次に、2点目、小学校の統合の計画策定の進捗状況とこれからの進め方。

これは、先ほど私申しました。

次、3点目の、上市川小学校と切谷内小学校、川内地区の2つの小学校についての統合について。

先ほどの答申書では、切谷内小学校、上市川小学校を統合して、川内地区に小・中学校を

置いたほうがいいんじゃないかという答申書の内容でした。そして、3つの中学校は1つの中学校に統合すると。恐らく、五戸中学校の辺りに統合されるのかなというふうに考えるんですが、ここで、やはり肝になってくる、肝心になってくるのは、教育行政ではない行政としての行財政です。財政として、その老朽化した昭和52年に建設された、私と同年です、52年に建設された今の古い校舎をどういうふうにするかというのが、3つの中学校を統合する上で、大変大きな課題になってくると思います。

そして、もう一つ、同じように川内地区2つの小学校を統合した場合、また新たに小学校を建設するというのは、財政的に、私は町長でございませんで、どれぐらい厳しいか定かではありませんけれども、相当厳しいのかなというふうに感じます。かといって、川内中学校の空いた校舎に、そのまま小学生を入れて学んでいただくというのは、当然いろいろな規格等によって難しいのかなというふうに考えます。行財政をつかさどる若宮町長は、この校舎の問題と中学校、小学校の統合、どのようにお考えになりますか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） ただいまの鈴木議員のですね、統合に当たって、校舎の建て替えとか、様々必要なのではないかというような御質問だと思いますが、計画がきちっと認められた暁には、それなりの判断をしたいなと思います。もちろん、今後20年、30年、40年と、50年と、この五戸地方を支えてくれる子供たちのためでございますので、それなりの覚悟はしなきゃならないだろうなと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 心強いというか、力強い御答弁ありがとうございます。

議長、少しさかのぼって、再質問加えさせていただきます。

統合計画案がまだ策定されていないので、ロードマップをまだ示せないということですが、いつ、最短でいつできる、統合がここを目標にしてということは、まだ発表できないとはいえ、今のその事務処理で、最長、最長じゃない、少なくとも何年間は統合しない、しませんよというのは、御答弁できるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 高嶋教育課長。

○教育委員会教育課長（高嶋伸治君） ただいまの御質問にお答えいたします。

例えば、校舎を建設するとした場合は、基本設計、実施設計、校舎建設、あと既存の校舎の撤去等々含めまして、4年から5年間の期間が必要と考えられます。

よって、最短で、計画ができて、地域の理解を得て、正式な計画でスタートしたとしても、それぐらいの期間は要する形となります。見込まれます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木隆也議員。

○6番（鈴木隆也君） 4年間から5年間、ここに学級数の今後の見通しという資料のほう、教育課のほうから頂いております。上市川小学校は何とか向こう6年間、令和10年まで1つのクラスというものを維持できるんですが、切谷内小学校に関しましては、ずっと複式学級がある形で、令和9年からは2つの複式学級ができてしまう。子供たちには、何とか、まあ複式学級のよさもあると思います。私も、以前質問いたしました。ただ、やはりある程度の人数がいるところで教育を受けさせてあげたいという私の思いがあります。何とか、その複式学級が複数できる前には統合できるように、地域の皆様、そして子育て世代の皆様に、しっかりと理解していただいて、統合計画を進めていただきたいと思います。その上で、校舎のあり方、しっかりとお考えになっていただき、私どもも最善の協力をいたしますのでよろしくお願いいたしたいと存じます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） この際、暫時休憩いたします。

14時45分から会議を再開いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（三浦専治郎君） 時間前ですけれども、みんなおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 次に、川村浩昭議員の発言を許します。

質問は一問一答です。

川村浩昭議員。

〔13番 川村浩昭君 登壇〕

○13番（川村浩昭君） 議席番号13番の川村浩昭です。

第26回五戸町議会定例会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります事柄について、御質問をいたします。

まず、1つ目は、倉石温泉についてであります。

2つ目は、旧五戸高校の利用についてであります。

3つ目は、コロナウイルス感染症についてであります。

まず、倉石温泉については、五戸町は倉石温泉リニューアルオープンを目指し公募し、応募のあった3団体のうち、東北医療福祉事業協同組合を選定いたしました。その後の進捗状況はいかがでしょうか。従業員等について、地域あるいは五戸町町民を雇用してもらえるのか、話し合いがなされているのでしょうか。公募に申込みながら選ばれなかった団体の中には、駐車場や敷地を使用して土産物、名物などの販売直売所のような店、市日のようなイベントなどを開き、地域生活につなげる計画をしていたようだが、その点は、どのように話し合われているのか。

2つ目に、旧五戸高校の利用についてであります。

廃校となった旧五戸高校を町のために利用する考えはあるのかどうか。野球場やサッカー場、現状を見ると、校庭も含め草が繁茂しており、このままでは荒野になってしまうおそれがあります。どのようにお考えしているのか、お知らせください。

3つ目は、コロナウイルス感染症についてであります。

オミクロン株に対するワクチンの接種をどう考えているのか。このことについては、先日、31日の全員協議会において説明をいただきましたが、確認の意味で、もう一度説明いただければありがたいと思います。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

〔13番 川村浩昭君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 川村浩昭議員にお答えします。

1項めの倉石温泉についての御質問にお答えいたします。

1点目の五戸町は、倉石温泉リニューアルオープンを目指して公募し、応募のあった3団体のうち、東北医療福祉事業協同組合を選定したが、その後の進捗状況はについてであります。五戸町温泉施設活用事業に係る事業者の選定においては、公募型プロポーザルを行い、応募事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施し、令和4年2月14日契約締結交渉事業者を決定しております。

その後の進捗状況についてですが、事業者応募要項に基づき、契約締結交渉事業者への施

設の工事内容等の説明を行い、令和4年5月2日に倉石温泉改修工事設計業務を発注しております。

この委託業務の内容は、温泉事業継続のため施設等の改修工事の設計及び工事費の算定を委託したものであります。また、委託契約の履行期限を今年7月30日までと定め、業務を進めていましたが、調査過程において、新たに調査が必要な箇所が生じたこと並びに温泉施設等においてアスベスト現況調査が必要であることが判明したことから、従来の調査に遅れが見られたため、履行期限を11月30日まで延長する業務委託契約の一部変更を行い、作業を進めているところでございます。なお、この履行期限の延長については、契約締結交渉事業者にも伝え、理解を得ております。

2点目の従業員等について、地域あるいは五戸町民を雇用してもらえるのかの話合いがなされているのかについてであります。五戸町温泉施設活用事業者募集要項で定めている貸付けに関する町からの要望事項として、新規職員の雇用に当たっては、地元雇用に配慮することを明記しておりますので、今後、施設の貸付けに関する協議を進めていく際には、活用事業者へ再度要望してまいりたいと考えております。

3点目の公募に申込みながら選ばなかった団体の中には、駐車場や敷地を使って地産物、名物などの販売直売所のような店、市日のようなイベントなどを開き、地域活性化につなげる計画をしていたようだが、その点はどのように考えているかについてであります。地域の皆様が地域資源を活用し、住民自らが考え、地域の活性化を進めていく取組に対し、町としてサポートしていくことは重要であると考えておりますが、この件につきましては、五戸町温泉施設活用事業者募集要項において、町としての運営は行わないことを明記し、また、貸付期間を令和15年3月31日までと定めておりますので、貸付期間中の施設利用及び駐車場や敷地を利用した直売所及びイベント等の開催については、貸付事業者と協議していただき対応することになりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

いずれにしましても、倉石地区地元住民を巻き込みながら、倉石温泉をはじめとする又重地区がにぎわっていていけるよう、町として、事業者にお願いをしております。

次に、2項めの旧五戸高校の利用についての御質問にお答えいたします。

1点目の廃校になった旧五戸高校を町のために利用する考えはあるかについてであります。初めに、廃校となった旧五戸高校は、地域住民そして卒業された1万1,890名の思いが詰まった校舎であり、また、地域と共に歩んできた高校であることから、廃校となった学校施設を有効活用することは、地域を活性化させるために非常に重要な施策であると考えてお

ります。

まず、旧五戸高校を利活用するまでの流れになりますが、町が利活用方法について確立させてから、土地、建物の譲渡を受ける必要があります。利活用方法の確立後は、施設が県所有であることから、土地、建物の譲渡を受けるための利活用範囲、利活用スケジュール、その他利活用に係る要件等を記載した利活用計画を策定し、県へ提出することが必要となっております。その後、県において、提出された利活用計画内容について審査し、譲渡について決定されるものであります。また、県所有の土地建物の譲渡を受ける条件としては、青森県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づき対応することになっており、無償譲渡または有償譲渡の適用については、利活用方法に応じて判断することになりますので、内容によっては、土地の譲渡に係る譲渡金が発生する可能性があるものでございます。なお、町に土地を譲渡する条件としては、町が直接活用する場合に限り可能となり、校舎、体育館等の建物付きで譲渡されることが条件となっております。譲渡金については、校舎体育館等の建物については無償譲渡、野球場、サッカー場及び校舎敷地等の県が個人から購入した土地については、県が行う不動産鑑定額の半額の有償譲渡になると、県の条例により定められております。

これらを踏まえ、今後は、町の活性化につながる利活用方法の確立について議論を進めながら、土地の確保に伴って発生する維持管理費等にも考慮し、費用対効果の検証を行い、併せて有償譲渡の適用についても考慮しながら、譲渡資金の捻出と課題解決に努めた上で、土地等の取得について判断してまいりたいと考えております。

2点目の野球場、サッカー場、校庭等、草が繁茂しており、このままでは荒野になってしまうと思うが、どのように考えているかについてであります。現在の施設管理については、土地、建物は、青森県の所有となっていることから、県が管理を行っております。なお、廃校後の施設管理について確認したところ、環境整備として、年数回の草刈り及び樹木の剪定作業の実施、校舎内については機械警備による警備を実施すると確認していましたが、今年度の草刈り等の作業については、まだ未実施なことから、管理先へ現況を伝えております。

今後、町としては、施設内の状況について監視し、管理が必要と思われる場合には、管理先へ情報提供するなど、環境衛生面や治安の悪化といった生活環境の不安につながる問題に発展しないよう、対処していきたいと考えております。

次に、3項めのコロナウイルス感染症について、オミクロン株に対するワクチン接種を考えているかについての御質問にお答えいたします。

オミクロン株に対応したワクチン接種、ワクチンについては、国からまだ正式な通知がありませんが、10月半ばを目途に、接種を開始できるよう準備を進めている状況でございます。これまでも、ワクチンの配分状況により、各医療機関と調整を図り接種を進めてきておりますので、オミクロン株対応ワクチンが五戸町に配分になり次第、順次進めていく予定でございます。今後具体的な接種開始時期等が決まりましたら、ケーブルテレビやホームページで住民に周知し、迅速にワクチン接種を進めたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうもありがとうございました。

倉石温泉についてであります。従業員のことは、地元からお話になっているということでした。本当にありがたいことです。これですね、今聞いたところによれば、答弁の中では、幾らでも早くやりたかったんだけど、問題が起きた。それで遅くなっているということのようですが、これ細かく言えば、最初はボイラー施設を直してやるんだということでしたが、それ以上に、まだ全面的に直すのですか。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 今の川村議員の質問にお答えします。

当初はですね、ボイラーと一部配管、要するにシャワーとかカランのお湯が出る部分、あと風呂の浴槽のかき上げ等考えておりました。調査の結果、建物については、県の住宅指導課からの指導等もありまして、不備な点、壁の割れとか柱の割れとかそういうのがあります、そういうのも直せということも出てきましたし、配管設備等につきましても、ボイラーだけじゃなくて、調査の結果もろもろと問題点が出てきましたので、それらを調査する時間が7月というのが足りないということで、延ばしております、納期をですね。その段階で、また、さっき言いましたアスベストの関係も出てきて、これ9月定例会の補正予算にも計上しておりますけれども、それが決まり次第、また変更して、アスベストの調査等も行わなきゃならないということがありまして、納期が延びたということになっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） ということは、今、調査段階であって、何も手がついていないとい

う状態にあるわけですね。そういうことですね。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 手をつけていないというのではなく、設計等やれるものはもう済んでおります。発注しておりますので。その中で、またそういう問題が出てきたものですから、7月いっぱいの動きで収まらないということで、工期を延ばしたというだけです。よろしくをお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうもありがとうございます。じゃ、調査、うまく早く行って、あんまりにも予算がオーバーする場合、やめるということにもなりかねないと、今の答弁に取ったんですが、これやりますよね。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 地域の、旧倉石地区の方々には必要最小限の工事費ということで出しております。ただ、それが必要最小限になるかどうかは、今の調査段階で言うと、ここでもまだ言えない状況です。結構、あと、いろんな資材の高騰のこともあります。あと、油の高騰で、重油ボイラーでいいのかどうかという問題も出てきましたので、それも再度検討しなきゃならないということになります。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） どうも。施設の問題については何とか直してもらって、外壁なんかも直す、修理の対象になるんですか。なっているわけですか。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 当初は、外壁も、あまりなかったんですけども、調査の結果、外壁の亀裂とか見つかってきております。それは、県の建築指導課のほうから指摘があっております。あと、屋根の塗装、これは当初から見えていたけれども、これは温泉棟だけじゃなくて全体をやらなきゃならないという問題もありますので、事業費は大分かさんでいくと思います。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） ありがとうございます。何とか頑張ってほしいなと思います。

それから、あと駐車場とか敷地を使うことに関して、これも全て協同組合のほうに貸して

しまっているから、町としては、何とも言えないというところでしたね、さっきの答弁の中では。これ何とかね、この企業体、組合とお話をして地域の活性、町長初めから言っているんだから、地域の活性のためにあの辺を使わせてもらって、いろんなイベントやれるように進めてほしいなと思うんですけれども、どうですか。頑張ってください。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、地域の活性化もありますので、何とか今やろうとしているSGグループのほうに、町のほうからもいろいろお願いして、一体となってくれというような協議はしたいと思っております。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 何とか協議をして、いいほうに向けるように、よろしく願いしたいと思います。

続いて、2つ目、旧五戸高校の利用ということについてお伺いします。

先ほどもお話ししたように、町として利用できるのかということ、借りたりなんかいろんな話があるんですが、教育に関係した事業であれば無償で払下げするということでしたか。どうでしたか。

○議長（三浦専治郎君） 川村財政課長。

○財政課長（川村 豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

これまでの県内での例としては、認定こども園や保育所、中学校または統合となった中学校には無償で譲渡されて使用されている状況となっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 今、私の前に質問した鈴木議員さんの話が重なってくると思うんですが、統合問題になると、小学校の統合とか何とかと、そういうふうなものには学校を払下げしてくれる可能性はあるわけですよね、こっちのほうでまとまれば。無理かな。まあ、その辺を考えながら何とかいい方向に、今のところは、結局はこれといった案がないわけでしょう。どうですか。

○議長（三浦専治郎君） 川村財政課長。

○財政課長（川村 豊君） ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度、関係各課から意見聴取したところ、町が直轄して行う有効的な活用方法が見つからなかったということで、今現在も検討しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） じゃ、いい方向に検討してですね、先ほどの答弁の中にもあったんですが、検討委員会なりなんなりを立ち上げて、検討して、いろいろ委員にも報告をしながら進めてもらえればなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、野球場、サッカー場、校庭、草が繁茂しています、現在。さっき、町長からの答弁の中にありました。本当にありがたいことだと思う。これ本当に現場を直轄して見ている人が申請しないと、多分、県で来て見ていないと思うんですよ。もうもうですよ、大変です。隣近所の人たちから言わせれば、虫が湧くとか、非常に結構、苦情があります。ですから、早急に、空き地はやっぱりきれいにしておかねばさ、駄目だと思うんですよ。だから、このことに関して、やっぱり県に、当座、五戸で使うのでなければ、五戸町も管理をするから、責任は町でも取るから、五戸町野球協会に貸してくれ、五戸町に借りて貸してやるとかというふうなことはできないわけですか、サッカーにしろ、いろんなクラブがあり、協会があるわけですから、そういう人たちに草刈りでも何でもしてもらいながら、オブザーバーとして五戸町がぽんと引き受けておくというふうなことはできないんですか。

○議長（三浦専治郎君） 川村財政課長。

○財政課長（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

県としてはですね、町が直轄して行ふ事業のみに譲渡したいということの回答を得ております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 分かりました。直轄でなきゃ駄目だ、自分の仕事をしなきゃ駄目だということですか。そこら辺を、また交渉してください。何回も交渉してください。よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、コロナウイルス感染症についてであります。

このことについては、この間、さっきも言ったように31日に説明いただきました。要は、コロナウイルスの予防接種を2回以上受けた人が受けることができるということですね。これさ、この間聞き忘れたんだけど、今4回目受けるために連絡が来ている人がいるんですね。その人が、もし今4回目を接種して、オミクロンを11月、10月の中頃から始まるのかな、早くなったとして、11月の中頃になるかもしれない。そのときに受けられるのか、どう

なのか。その最終受けたときから何か月でオミクロンの予防接種を受けられるのか。今々連絡が来ている人もいるわけです、4回目ね。だから、そういうところはどうなるという、期間がどの分必要なのかをお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂健康増進課長。

○健康増進課長（赤坂真弓君） 御質問にお答えいたします。

オミクロン株に対応したワクチンの接種期間なんですけれども、まだちょっと国のほうから正式に通知がございませんので、4回目の接種してから何か月後にオミクロン株というところは、まだちょっとお答えできない状態でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） オミクロンが何月になるかはまだいいとして、取りあえず、12月になるか、1月になるか分からないけれども、その最終日から何か月たった人でなければ受けられないということはないわけ。仮に、4回目今受けて、4か月たたねば打たれませんか、5か月たたないと打たれませんかというのであれば、今を受けないで早く受けたい人もいるわけだ。例えば、今申し込んで10月の中旬に、今のコロナウイルスの感染症のほうを打って、それから5か月たたなきや打たれませんかと言えば、その前にオミクロンを打つ機会があったとすれば、遠くなるわけですよ。だから、そのところがはっきりしないと、最終打ったときから何か月たてば打てる、オミクロンを打てるんだよというところはないわけですか。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂健康増進課長。

○健康増進課長（赤坂真弓君） 多分、4回目接種受ける方が、今、オミクロン株対応のワクチンが来るので、どっちを打ったらいいかと迷うところかなと思うんですけれども、今4回目接種受けて、じゃ次オミクロン株すぐ受けれるかどうかというのは、まず接種期間がまだ分かりませんので、先ほども言ったように、ちょっとお答えはできないんですけれども、まだ今すぐオミクロン株対応のワクチンを受けられるわけではないので、10月中旬くらいから、多分始めることになるんですけれども、その間に5か月たった方につきましては、ワクチンの効果は、やっぱり時間とともに弱まりますので、その時間、弱まる前に、従前のワクチンでも接種したほうが効果があるということで、専門家の方はおっしゃっております。オミクロン株を待たないで、4回目の接種の期間が来る方があるようであれば、従前のワクチンでも接種しておいたほうがいいですよということで、専門家の方はおっしゃっております。

（「いや、ちょっと分からないな。済みません」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 私の言っているのは、1回目、2回目、大分前になります。私も4回打っていますからね。その4回目はいつだったかという、ついこの間です。このワクチンの感染症についての予防注射を打つのに5か月必要だとか、何か月必要だと間がありましたよね。何か月でしたっけ。1回目から5か月でしたか、ありましたよね。5か月あってから打ってください、また5か月あってから打ってくださいだったでしょう。4回打ちました。今、仮に、接種の連絡が来て4回目打ってくださいと、どうですか。今注文するとすると、あしたというわけにはいかないでしょう、それも。そう仮に、次の月の、今10月の初めに打ったとして、それから5か月なければこのオミクロンは打てないのかな。ここの期間が何ぼあるっけということなんです。それも分からないわけ。あ、そうか。分からねば仕方ないものな。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 分からなければ答弁は要りません。ただ、調べてください。そのところ。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂健康増進課長。

○健康増進課長（赤坂真弓君） 分からないというのではなくて、国からまだ正式な通知が来てないということです。

○議長（三浦専治郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 川村議員の再三の質問にお答えします。

極端にいくと、9月に打って、その後オミクロン株のワクチン、いつ打てるんですかということですね。それがまだ国のほうから一切示されていないので、ここで言えないということです。示されましたら、あとで皆さんのほうに、町民の方々に説明しますということです。ですので、よろしくお願いします。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 済みません。私の聞いているのはねそうじゃないんですよ、本当のところは。オミクロン株は、国で、今いつになるか、最初は11月中頃と言っていたのが、前

倒しにして10月中頃に打つかもかもしれないというような話が飛び交っています。その打つのがいつだかじゃなくて、そうじゃないんですよ。最後に今4回目を打ったら、5か月置かねば打たれないのかということなんです。そこ聞いているの。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） それも、国のほうから示されていないということなんです。ということですので、お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 分かりました。オミクロン株は、2か月で打つのか、3か月で打つのかも分からないと。分からなければ分からないでいいです。後で知らせを受けたら教えてください。よろしくお願いします。

それから、これコロナウイルス感染症についてなんですが、病院で、たしか11室から15室に入院数を増やしましたよね。医師住宅4棟、これ15の中さ入っているんですか、どうなんですか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

今の9月補正に必要な予算を計上しております。当初予算にはその部分は見えていなかったもので、まだ患者さんを入れられるような状態ではありませんでしたので、今9月補正で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） ということは、この15室に増室したというのには入ってないと。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

まだ患者さんは1人も入っておりません。入った経験というか……

（「増室の話」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 今の質問ですけれども、11から15に増やしたと、4つ増やしたと、それはやりましたけれども、まだ満床じゃないということなんです。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） それ、この間聞きましたので、そのとおりだと思います。その15室の中に、この医師住宅を修理して4棟まず増えるわけ。そこ入院じゃないですよ。そこは、多分、感染者を入れるところ、それもそれは入っていないわけね。それはそれとして別。

分かりました。待機者に対する補助ですよ、それは。五戸町ではさ、その待機した人、家庭待機している方に、食物、食料等はどういうふうな形になっていますか。買物にも出られない、何にも出られないという人たち、待機者へは何か市からとか、県からとかと配布になっているようですが、その点はどういうふうになっているんでしょう。五戸は。

○議長（三浦専治郎君） 赤坂健康増進課長。

○健康増進課長（赤坂真弓君） 自宅療養者の食料の支給ということですがけれども、保健所のほうで、感染者なりその方に連絡を取って、保健所のほうからその自宅のほうに配送される形になっております。

○議長（三浦専治郎君） 川村浩昭議員。

○13番（川村浩昭君） 保健所からということは、町じゃなくて、市じゃなくて、県ということですね。県から補助して、県の予算でやっている、町ではないということですね。

分かりました。最近、最後になって、最後です、済みません。後遺症難民という言葉が最近出てきているんですよ。後遺症が起きて、病院さ行っても見てくれない。たらい回しにされて、半年も投げられて、それでも具合悪いという人たちが増えているんです。五戸では、そういう人はまず、まだいないのかな、そういうふうな人たちのための、これ別なほうから聞くべきだったのね、対処の仕方を何か考えていますか。

（「通告していないですよ」と呼ぶ者あり）

○13番（川村浩昭君） いや、分からなかったらいいんです。後で考えてみてください。

本当に、後でね、そういう言葉もありますので、ひとつ研究して、町民のために、何とか対応してほしいと思います。

私の質問は以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） これをもって「一般質問について」を終結いたします。

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明13日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分 散会

議 事 日 程 第 3 号

令和4年9月13日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第72号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第73号及び議案第74号
(総括質疑、決算特別委員会設置、委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第72号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第73号及び議案第74号
(総括質疑、決算特別委員会設置、委員会付託)

○ 出席議員 13名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君
10番	大 沢 義 之 君	11番	尾 形 裕 之 君
12番	松 山 泰 治 君	15番	中川原 賢 治 君
16番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 2名

13番	川 村 浩 昭 君	14番	古 田 陸 夫 君
-----	-----------	-----	-----------

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舩 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	若宮佳一君	副町長	大久保均君
参事・総務課長 事務取扱	石田博信君	総合政策課長補佐	寺尾大輔君
総合政策課長 政策調整室	小村隆幸君	財政課長	川村豊君
参事・税務課長 事務取扱	竹洞晴生君	福祉課長	志村要君
介護支援課長	上山貴久君	健康増進課長	赤坂真弓君
住民課長	赤坂和浩君	農林課長	町屋剛君
建設整備課長	小保内一典君	参事・都市計画課長 事務取扱	高谷忠憲君
会計管理者	今川淳子君	参事・総合病院 事務局長事務取扱	松坂力君
教育委員会 教育長	澤田尚君	教育課長	高嶋伸治君
農業委員会 会長	岩井壽美雄君	事務局次長	大沢直明君
選挙管理委員会 委員長	齋藤正榮君		
代表監査委員	前田一馬君		

午前10時 開議

○議長（三浦專治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

○議長（三浦專治郎君） 日程第1「報告第3号から報告第5号まで及び議案第64号から議案第72号まで」の12件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） おはようございます。

「議案第67号 令和4年度五戸町一般会計補正予算」について質問いたします。

ページは16ページ。

2款総務費、11支所費、工事請負費96万8千円、川内支所案内看板設置工事費。看板1つに96万8千円、なかなかいい値段がすると思うんですが、この金額の内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（三浦專治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

内訳としましては、看板本体スチール製1台28万円、面板製作費シート切り文字貼り2面、6万掛ける2面で12万円、基礎施工費一式34万円、現場設置費一式5万円、諸経費一式9万円、計88万円に消費税がつきまして96万8千円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦專治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

それで、まず上物としておよそ40万円ですか。下物、基礎等含めて、諸経費等含めて、残りの四十数万円と。立派な、恐らく基礎を打つんでしょうけれども、あそこにはその昔、三、四年前まで川内中学校ということで矢印がついて、川内中学校の場所を知らせる看板も建っていたんですが、あれは学校関係者が自費で製作して、PTAですか、建てて、木製の脚だったので経年劣化で倒れてしまって、三、四年前から川内中学校という看板がなくなっている状態です。

できれば、せっかく立派な基礎を造るので、抱き合わせで上の看板に川内中学校というものと一緒に掲示していただければ、まだ昨日の教育課長のお話であれば、四、五年先まで川内中学校あるわけですので、ぜひ併せて看板を設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

鈴木隆也議員おっしゃるとおり、この設置する看板には川内支所と川内中学校と、2つ案内する予定となっております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） さすが総務課長だなと思います。ありがとうございます。

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） 議案第67号、一般会計補正予算、ページ数からいきますと21ページ、6款農林水産業費の中で、17節備品購入費の中で、イノシシ用捕獲器15万6千円が計上されておりますけれども、これはイノシシ用とすれば箱わなのか、もしくはループ状のわなになるものかどうか、そちらの区別をちょっとお願いしたいなと思います。

それと、何基購入するものかどうか、農林課長お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

イノシシ用捕獲器はくくりわなで、20基、購入予定でございます。五戸と倉石実施隊に10基ずつ配付する予定です。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

それと同じところなんですけど、実施隊刺しゅう入り狩猟ベストが64万4千円計上されておりますけれども、この狩猟用のベストには防弾性、いわゆる弾を防ぐ効果というか、機能を持たせてあるものかどうか、ただ単に刺しゅうだけやるものとはちょっと、何かこう意味合いが違うような気がするんですけども、そこのところはいかがでございますでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問にお答えします。

防弾性のチョッキではなく、単に見える化を図るための目的として購入するものでございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

どうなのでしょう、鈴木議員も猟友会のメンバーなんですが、その防弾機能は、ということとは個別に防弾チョッキなどは着用しているというふうなことなののでしょうか。そのところどうなのでしょう、確認できればよろしいんですが、なければ、仕方がないんですけども。

そこをよろしく願います。

○議長（三浦専治郎君） 町屋農林課長。

○農林課長（町屋 剛君） ただいまの質問ですけれども、実施隊のほうには現在、確認しておりません。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

個々のことかなとは思いますが、できれば刺しゅう入りの防弾性の機能を持たせた方がより安全に狩猟もできるし、そしてまた、何ていうのかな、町の中でいろいろな害獣等を防ぐことにもなりますので、活動しやすくなりますから、今後はそういったところも考え合わせて購入するようにしてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 議案第67号の、ページ数は17ページです。

3款民生費、1目18節の負担金、補助及び交付金についてお伺いします。

非課税世帯等臨時特別給付金なんですが、これは時期はいつ頃で、どのようにして給付するのでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 志村福祉課長。

○福祉課長（志村 要君） ただいまの質問にお答えします。

この1千40万という補正額ですが、まずは104名分、新規非課税世帯となった方が今年度の対象となっておりますので、その104名分に充てるものということになっています。

支給時期については、随時6月補正で取得したものですから、その不足分の補正ですが、8月末から随時、申請順に支給しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第64号から議案第72号まで」の9件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号から議案第72号まで」の9件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第64号から議案第72号まで」の9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第64号から議案第72号まで」の9件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号から議案第72号まで」の9件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「議案第73号及び議案第74号」の2件を一括して議題いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第73号 令和3年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について」及び「議案第74号 令和3年度五戸町病院事業会計決算認定について」は、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第73号 令和3年度五戸町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について」及び「議案第74号 令和3年度五戸町病院事業会計決算認定について」は、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会の委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上から口頭をもって決算特別委員会を招集いたします。

本会議散会后、直ちに本会場において開催いたしますから、御了承願います。

[議案付託表 巻末掲載]

○議長(三浦専治郎君) 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明14日は午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時12分 散会

議 事 日 程 第 4 号

令和4年9月14日（水曜日）午後3時開議

- 第 1 議案第73号及び議案第74号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 2 議案第75号 工事請負契約の締結について（町道西ノ沢剣吉線神明橋橋梁補修補強工事）
(町長提出)
- 第 3 議案第76号 教育委員会委員の任命について
(町長提出)
- 第 4 議案第77号及び議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(町長提出)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第73号及び議案第74号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第75号 工事請負契約の締結について（町道西ノ沢剣吉線神明橋橋梁補修補強工事）
(町長提出)
- 日程第 3 議案第76号 教育委員会委員の任命について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第77号及び議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(町長提出)

○ 出席議員 14名

議 長	三 浦 專治郎 君	副 議 長	沢 田 良 一 君
3 番	和 田 智 也 君	4 番	柏 田 匡 智 君
5 番	川 崎 七 洋 君	6 番	鈴 木 隆 也 君
7 番	大久保 和 夫 君	8 番	豊 田 孝 夫 君

1 0 番	大 沢 義 之 君	1 1 番	尾 形 裕 之 君
1 2 番	松 山 泰 治 君	1 3 番	川 村 浩 昭 君
1 5 番	中川原 賢 治 君	1 6 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 1名

1 4 番 古 田 陸 夫 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舛 沢 実 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 参 務 取 扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 参 務 取 扱	手倉森 崇 君
総合政策課長 政 策 調 整 室 長	小 村 隆 幸 君	財 政 課 長	川 村 豊 君
参事・税務課長 参 務 取 扱	竹 洞 晴 生 君	福 祉 課 長	志 村 要 君
介 護 支 援 課 長	上 山 貴 久 君	健 康 増 進 課 長	赤 坂 真 弓 君
住 民 課 長	赤 坂 和 浩 君	農 林 課 長	町 屋 剛 君
建 設 整 備 課 長	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 参 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	今 川 淳 子 君	参事・総合病院 参 務 局 長 参 務 取 扱	松 坂 力 君
教 育 委 員 会 教 育 長	澤 田 尚 君	教 育 課 長	高 嶋 伸 治 君
農 業 委 員 会 会 長	岩 井 壽 美 雄 君	事 務 局 次 長	大 沢 直 明 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	齋 藤 正 榮 君		
代 表 監 査 委 員	前 田 一 馬 君		

午後3時 開議

○議長（三浦專治郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（52） 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） 日程第1「議案第73号及び議案第74号」の2件を一括して議題といたします。

決算特別委員長から、委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算特別委員長、大久保和夫議員。

〔決算特別委員長 大久保和夫君 登壇〕

○決算特別委員長（大久保和夫君） 決算特別委員会に付託されました「議案第73号及び議案第74号」について審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

審査の経過については、議員全員の構成による本委員会ですので、御承知のとおりでありまして、その結果はお手元に配付されております「審査報告書」のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

〔決算特別委員長 大久保和夫君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） これよりただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第73号及び議案第74号」の2件を一括して採決いたします。

「議案第73号及び議案第74号」の2件に対する委員長の報告は、それぞれ認定であります。お諮りいたします。

「議案第73号及び議案第74号」は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第73号及び議案第74号」は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(三浦専治郎君) 日程第2「議案第75号 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

[町長 若宮佳一君 登壇]

○町長(若宮佳一君) 議案第75号は、工事請負契約の締結についてであります。

町道西ノ沢剣吉線神明橋橋梁補修補強工事に当たり、指名競争入札の結果、株式会社大西組と6,545万円で工事請負契約を締結するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長(三浦専治郎君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村議員。

○13番(川村浩昭君) この場所どこですか。よく分からないんですよ、剣吉線。

○議長(三浦専治郎君) 小保内建設整備課長。

○建設整備課長(小保内一典君) ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは大字扇田のあべはん工場があるところに行く手前の橋、浅水川に架かっている橋でございます。

以上です。

○議長(三浦専治郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第75号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第75号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第75号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「議案第76号 教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第76号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第76号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第76号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第4「議案第77号及び議案第78号 人権擁護委員の候補者の推薦について」の2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第77号及び議案第78号」の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号及び議案第78号」の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第77号及び議案第78号」を区分して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第77号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号」は、これに同意することに決定しました。

次に、「議案第78号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第78号」は、これに同意することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりそれぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

〔閉会中継続審査申出書 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第26回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和3年度一般会計・特別会計の決算認定をはじめとする諸議案につきまして、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、ありがとうございました。

実りの秋を迎える季節になりましたが、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、急激な円安などの影響により、日常の生活が何か落ち着かないものを感じています。

本定例会で可決されました令和4年度補正予算ですが、予算執行に当たっては万全を期してまいります。

引き続き地域住民皆様の安心な暮らしと健康を守り、にぎわいを少しずつ取り戻すために誠心誠意努力してまいります。議員皆様の御指導御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます、お礼の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これにて五戸町議会第26回定例会を閉会いたします。

午後3時14分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 三 浦 專 治 郎

会議録署名議員 三 浦 俊 哉

会議録署名議員 和 田 智 也

会議録署名議員 柏 田 匡 智